

**平成30年度における環境の状況並びに
豊かな環境の保全及び創造に関して講じた
施策**

令和元年 9 月

大 阪 府

目 次

はじめに	1
序 章 おおさかの環境の状況	2
第 1 章 計画的な環境政策の推進	14
第 2 章 各分野における目標に対する現状.....	18
第 3 章 2018(平成 30)年度に講じた施策【点検・評価シート】	
I 府民の参加・行動	27
II-1 低炭素・省エネルギー社会の構築	28
II-2 資源循環型社会の構築	31
II-3 全てのいのちが共生する社会の構築	34
II-4 健康で安心して暮らせる社会の構築(1)	35
～ 良好な大気環境を確保するために ～	
健康で安心して暮らせる社会の構築(2)	37
～ 良好な水環境を確保するために ～	
健康で安心して暮らせる社会の構築(3)	39
～ 化学物質のリスク管理を推進するために ～	
III 魅力と活力ある快適な地域づくりの推進	40
IV 施策推進に当たっての視点	43
V その他(共通的事項)	45

はじめに

この報告は、大阪府環境基本条例（平成6年大阪府条例第5号）第9条第1項の規定により、2018年度（平成30年度）における環境の状況並びに豊かな環境の保全及び創造に関して本府が講じた施策を、2011年3月に策定した「大阪21世紀の新環境総合計画」（以下「新環境総合計画」といいます。）の施策体系に沿ってとりまとめたものです。

2018年度の府内の環境の状況については、大気環境や水環境において、二酸化窒素濃度や河川の汚濁指標である生物化学的酸素要求量(BOD)が長期的に改善傾向にあるなど、おおむね安定的に推移しています。一方、低炭素・省エネルギーでは、温室効果ガス排出量が増加するなど、引き続き対策が必要な状況にあります。

本府では、環境保全目標の達成・維持に向け、微小粒子状物質(PM2.5)の現状把握と的確な注意喚起の実施のほか、河川等の水質保全対策として、事業者に対する規制指導や生活排水対策に係る普及啓発の取組みなどを実施しました。また、おおさかスマートエネルギーセンターの運営をはじめとする新たなエネルギー社会の構築に向けた取組み、循環型社会推進計画に基づく3Rの推進や食品ロス削減対策など、様々な施策を実施しました。

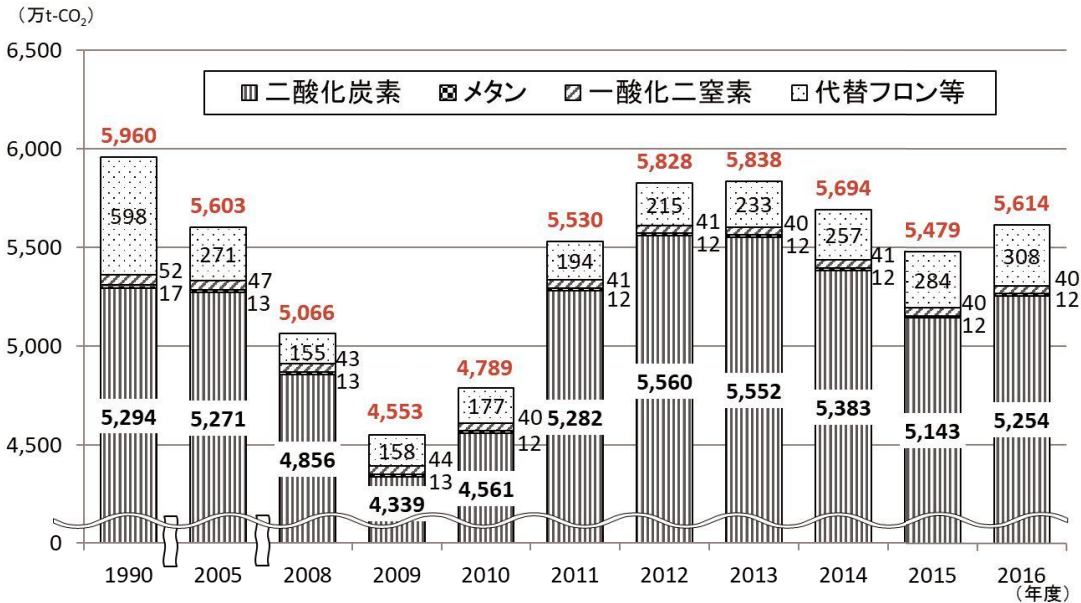
一方で、本府は、事業者としての立場も有していることから、府民や事業者、民間団体などすべての主体の模範となるよう環境に配慮した率先行動に取り組みました。

今後とも、新環境総合計画を実効性のあるものとするため、環境の保全に関する基本的事項の審議などを行う「大阪府環境審議会」等を活用し、PDCAサイクルによって計画の適切な進行管理を行っていきます。

序章 おおさかの環境の状況

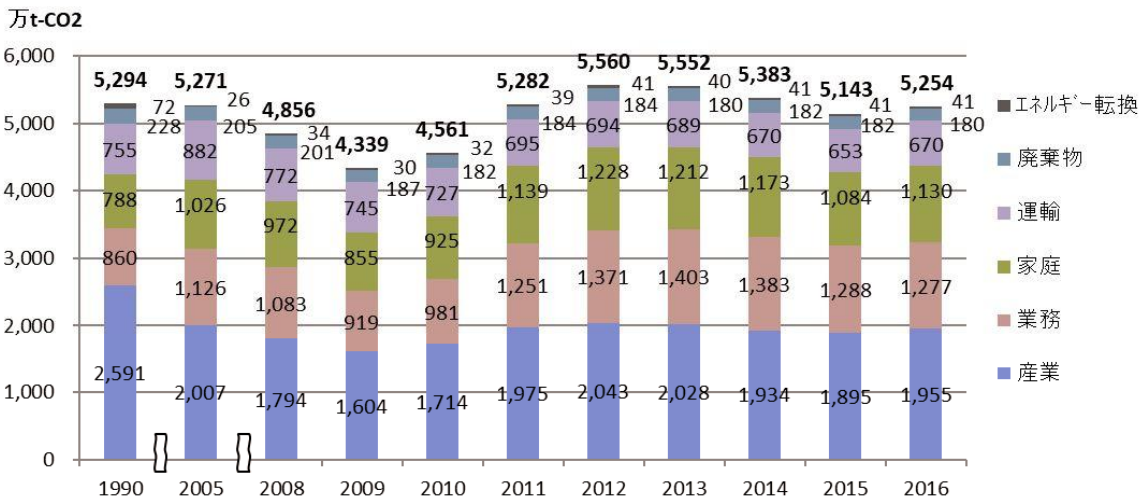
1 低炭素・省エネルギー

○ 温室効果ガスの排出量については、2016年度は5,614万トンであり、基準年度（2005年度）の5,603万トンと比べ0.2%増加しています。また、2015年度と比べても2.5%増加しています。その主な要因は、産業部門や家庭部門におけるエネルギー起源の二酸化炭素排出量の増加や、代替フロン等の排出量の増加が挙げられます。



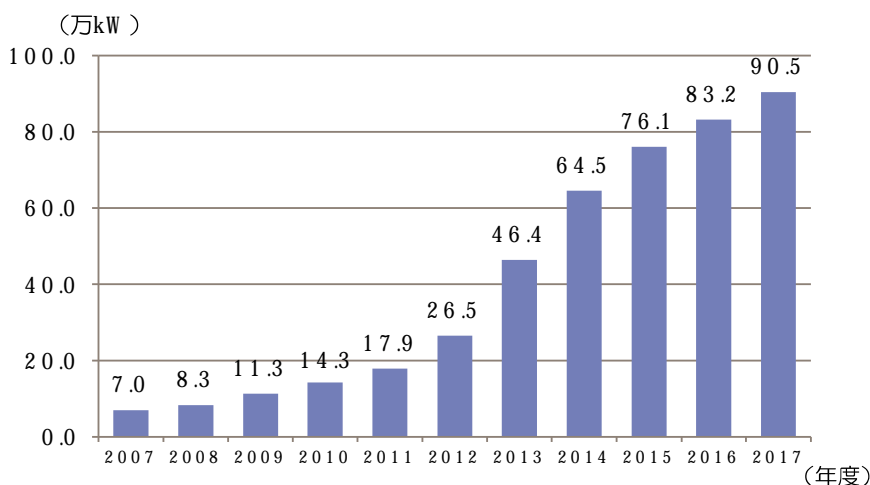
府内における温室効果ガス排出量の推移

○ 二酸化炭素の排出量については、2016年度は5,254万トンであり、基準年度（2005年度）の5,271万トンと比べ、0.3%減少しています。基準年度と比較すると、産業、運輸、廃棄物の各部門は減少していますが、業務、家庭、エネルギー転換の各部門は増加しています。



府内における二酸化炭素排出量の推移

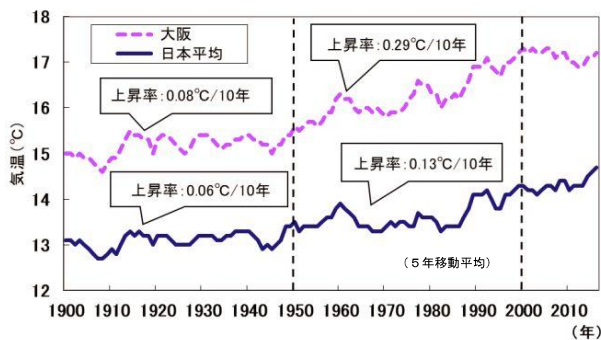
○太陽光発電設備の導入状況については、2017年度は90.5万kWであり、2016年度の83.2万kWと比較し、8.8%増加しています。



府内における太陽光発電設備の導入状況の推移

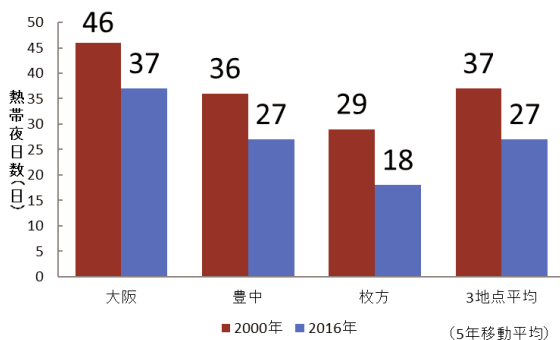
○年平均気温は、日本平均を上回る変化率で長期的に上昇しています。地球温暖化の影響を除外した大阪・豊中・枚方の3地点平均の熱帯夜数は、おおさかヒートアイランド対策推進計画で基準年としている2000年と比べ、2016年では10日減少しています。真夏日数については、近年70~80日の範囲で推移しています。

※日本平均 (年平均気温) : 都市化によるヒートアイランド現象の影響が少ない全国15都市の年平均気温の平均値であり、この気温上昇分は地球温暖化による影響と考えられる。



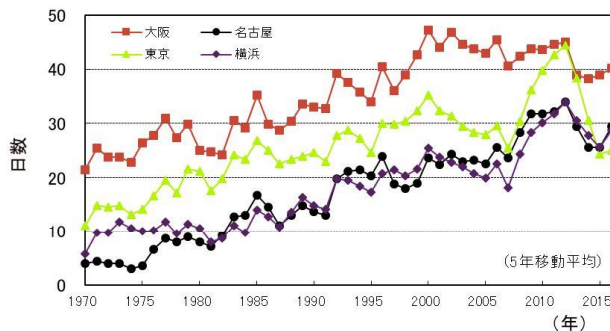
※1898年から2018年の気象庁データを用いて作成

年平均気温の推移



※1998年から2002年、及び2014年から2018年の気象庁データを用いて作成

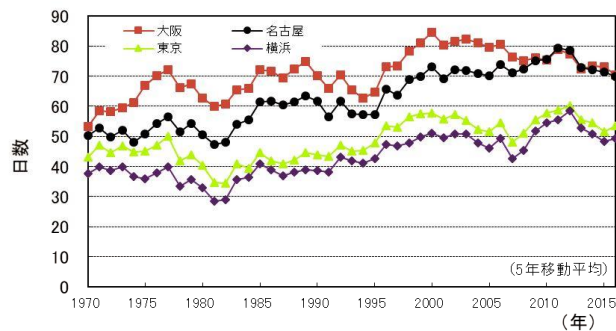
地球温暖化による影響を除いた熱帯夜日数の比較



※1968年から2018年の気象庁データより作成

※直近4年の値は、2014、2015年の冷夏の影響を受けていると考えられる

大都市における熱帯夜数の推移

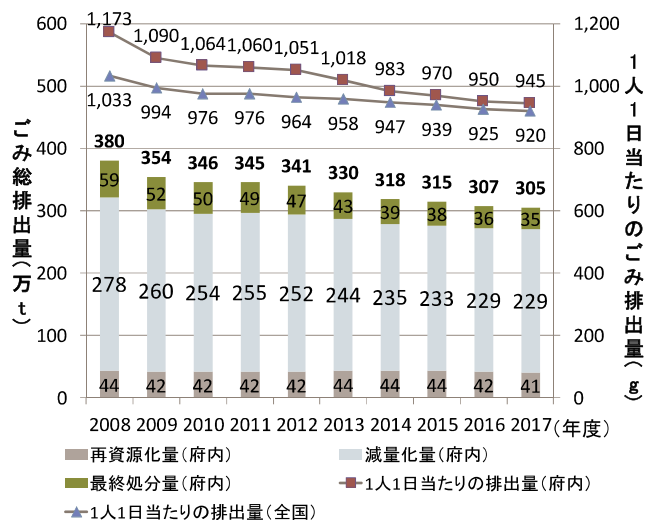


※1968年から2018年の気象庁データを用いて作成

大都市における真夏日数の推移

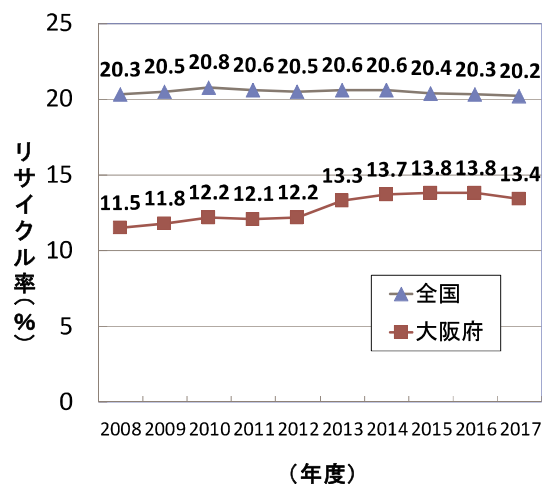
2 循環型社会

- 一般廃棄物について、2017年度の1人1日当たりのごみ排出量は945g/人・日で近年減少傾向にあり、リサイクル率は13.4%となっています。



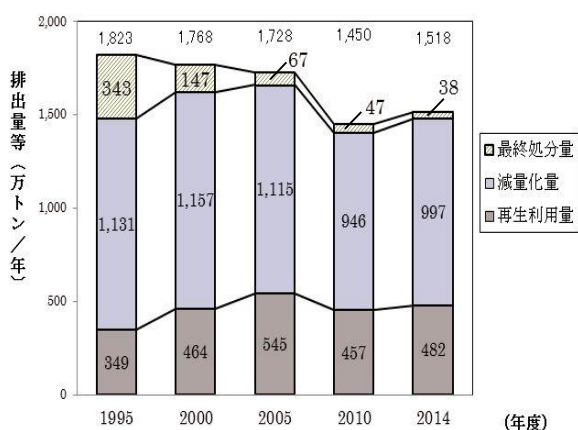
一般廃棄物排出量の推移

注) 1人1日当たりの排出量は外国人を含む人口を元に算出
四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。



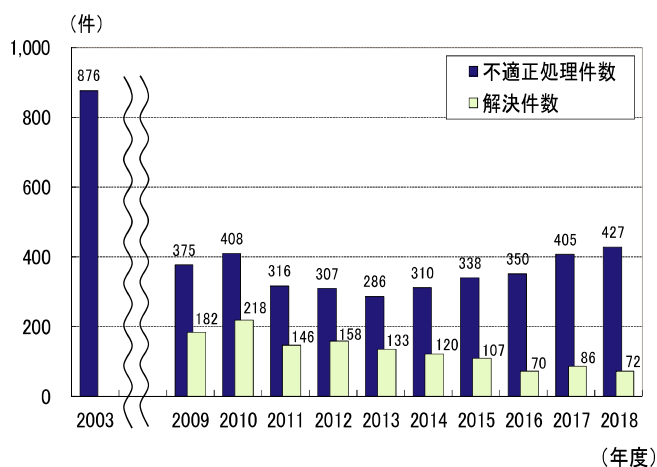
一般廃棄物のリサイクル率の推移

- 産業廃棄物について、2014年度の最終処分量は38万トンであり、2010年度と比べ19.3%減少しています。また、不法投棄等の不適正処理の件数は2003年度のピーク時から半減し近年はほぼ横ばいで推移しています。



産業廃棄物の最終処分量等の推移

注) 四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。



産業廃棄物の不適正処理件数

3 大気環境

○ 一般環境大気測定局 70 局、自動車排出ガス測定局 35 局で大気環境調査を行いました。

凡 例

一般環境大気測定局

■ 大阪府所管

● 政令市所管

◆ 一般市所管

自動車排出ガス測定局

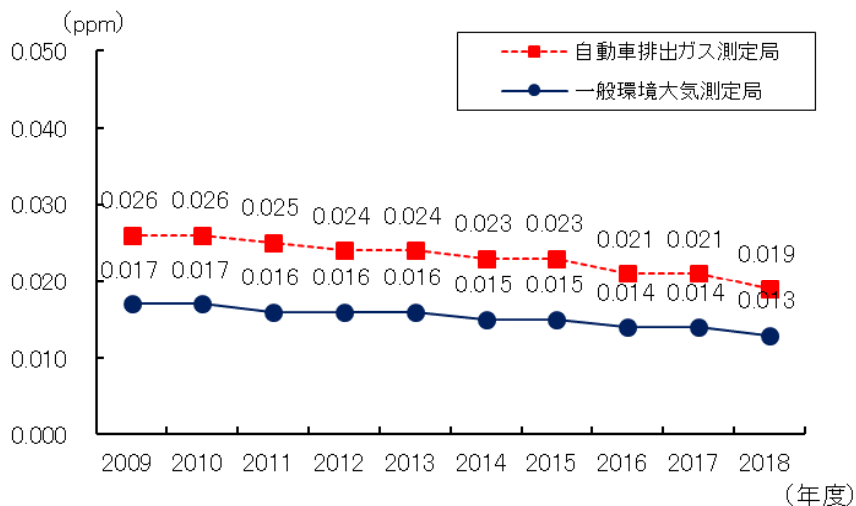
□ 大阪府所管

○ 政令市所管

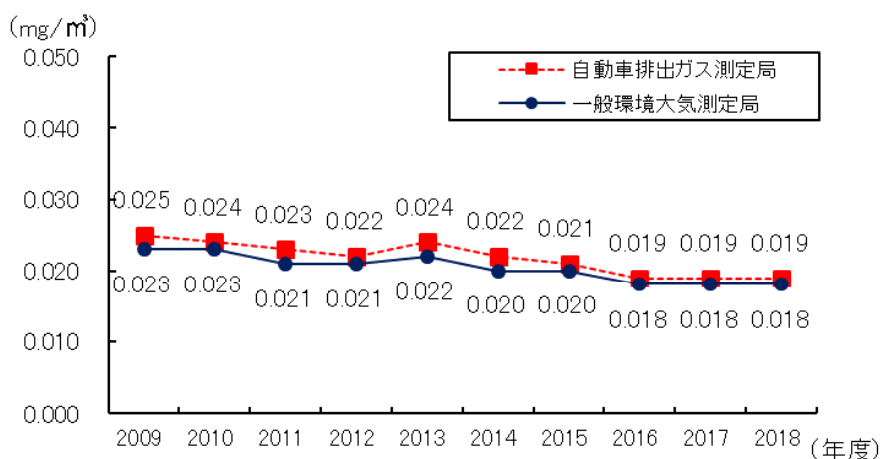
◇ 一般市所管



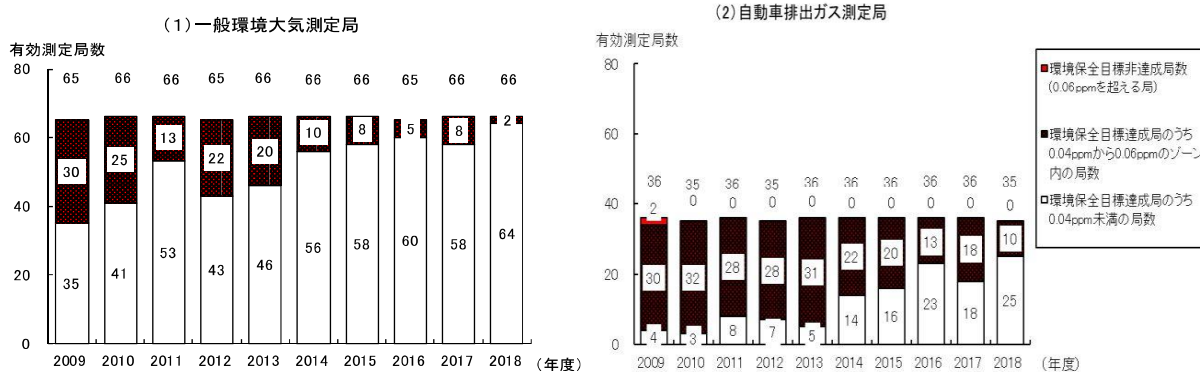
○ 二酸化窒素と浮遊粒子状物質の濃度については、長期的に改善傾向で推移しています。2018年度は、二酸化窒素は101局全局で、浮遊粒子状物質は100局全局で、それぞれ環境保全目標を達成しました。



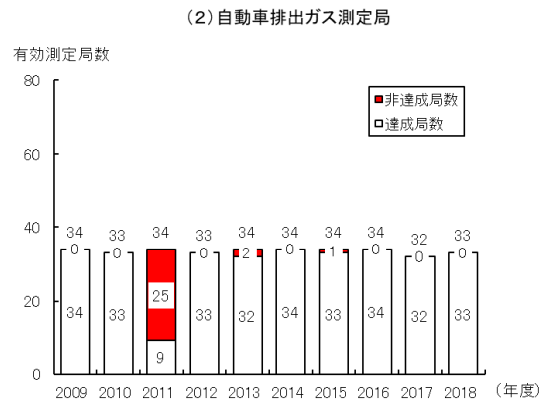
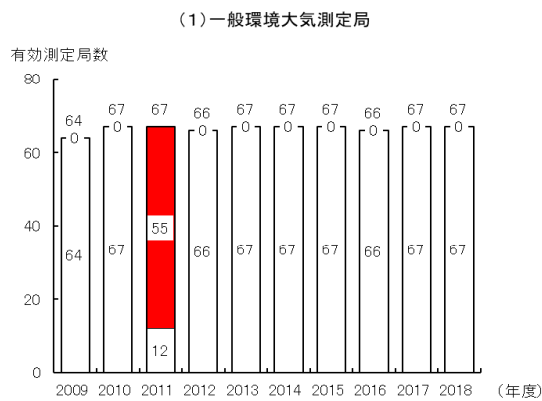
二酸化窒素濃度 (年平均値) の推移



浮遊粒子状物質濃度 (年平均値) の推移



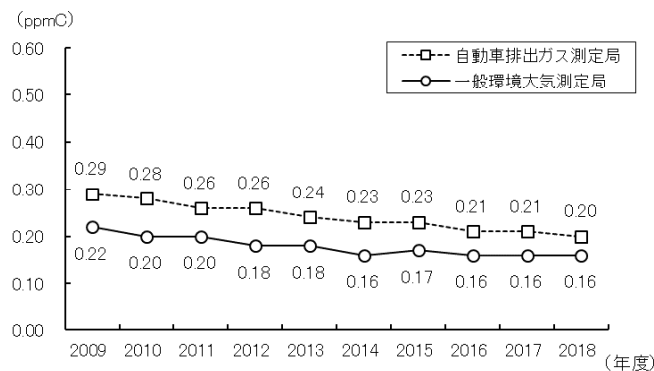
二酸化窒素の環境保全目標達成局数の推移



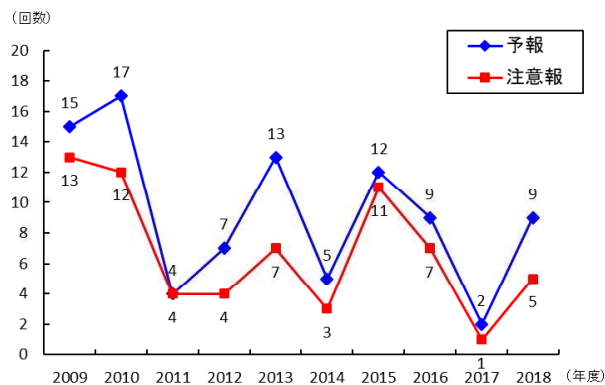
浮遊粒子状物質の環境保全目標達成局数の推移

○ 光化学オキシダントについては、2018年度は、全局で環境保全目標を達成しませんでした。光化学オキシダントの原因物質である非メタン炭化水素の年平均濃度については、緩やかな改善傾向で推移しています。

2018年度の光化学スモッグ注意報の発令回数は5回で、年度によって気象条件による変動が大きく、発令回数の増減を繰り返しています。

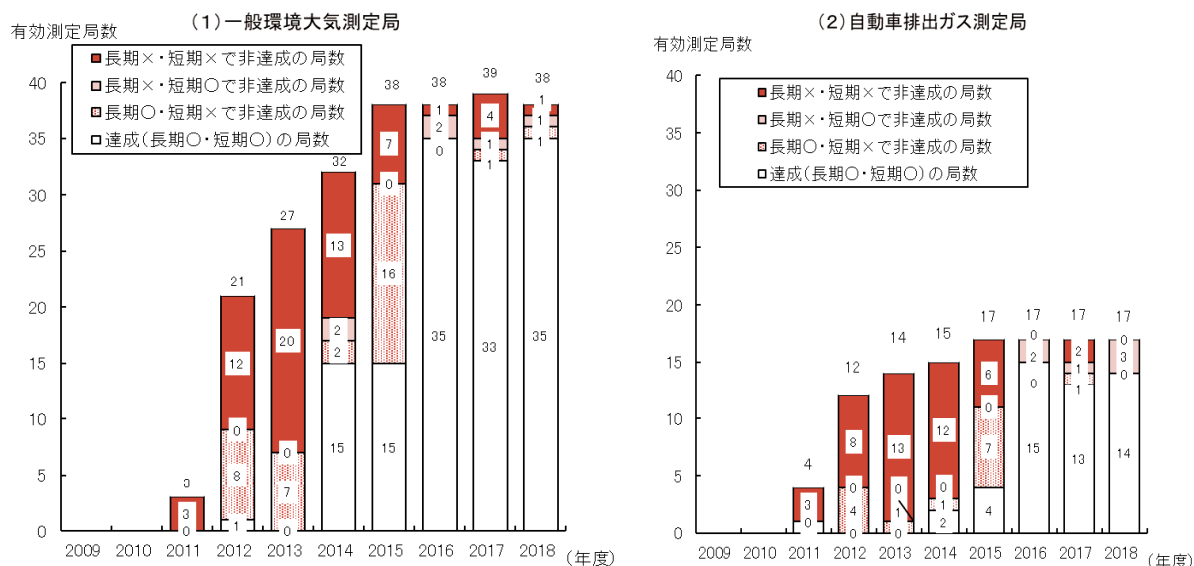


非メタン炭化水素濃度の推移 (午前6時から午前9時の年平均値)



光化学スモッグ発令回数の推移

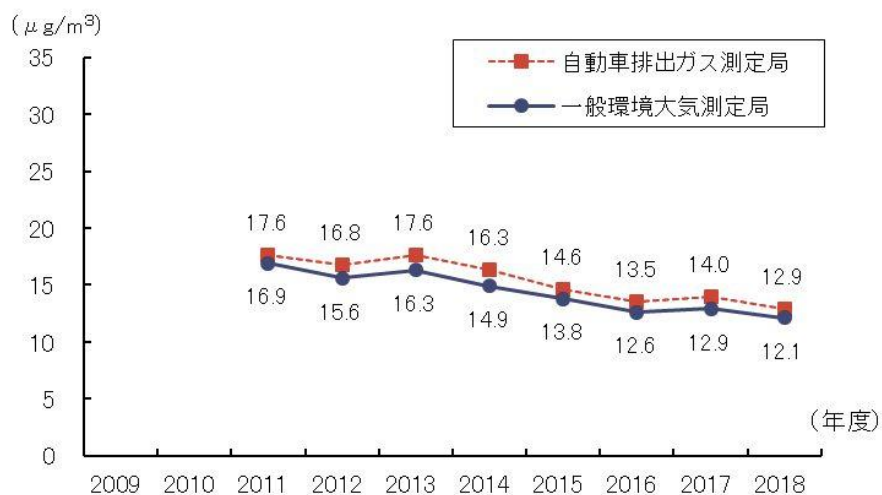
微小粒子状物質（PM_{2.5}）については、2018年度は55局中49局で環境保全目標を達成しました。年平均濃度については、2018年度は前年度に比べてやや低下し、2011年度以降緩やかな改善傾向を示しています。



注1 凡例の「長期」は長期基準、「短期」は短期基準、「○」は達成、「×」は非達成をいう。

注2 環境保全目標は長期基準と短期基準ともに達成（長期○・短期○）することが必要。

PM_{2.5} の環境保全目標達成状況



PM_{2.5} 濃度（年平均値）の推移

4 水環境

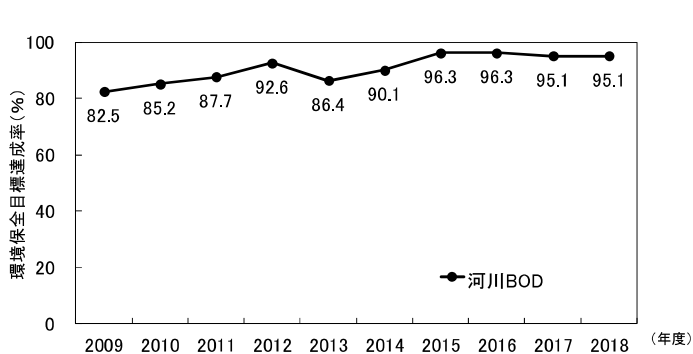
○ 河川については100 河川139 地点、海域については22 地点で水質調査を行いました。



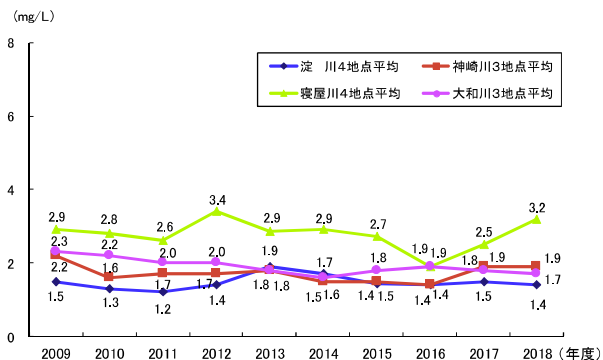
河川及び海域の常時監視地点図

- 河川の水質は概ね改善傾向にあり、2018年度における生物化学的酸素要求量（BOD）の環境保全目標達成率は95.1%でした。海域の水質については緩やかな改善または横ばいの傾向であり、化学的酸素要求量（COD）の環境保全目標達成率は、66.7%でした。

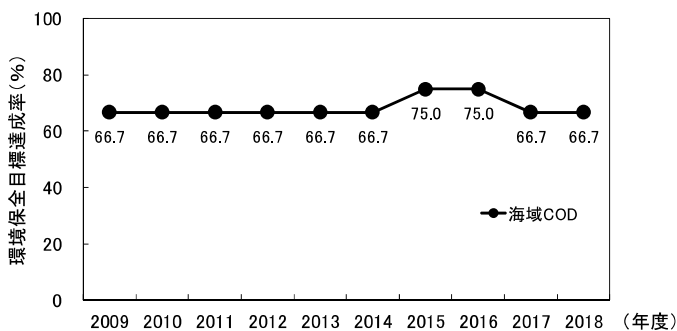
※兵庫県の測定地点を含め水域ごとに評価



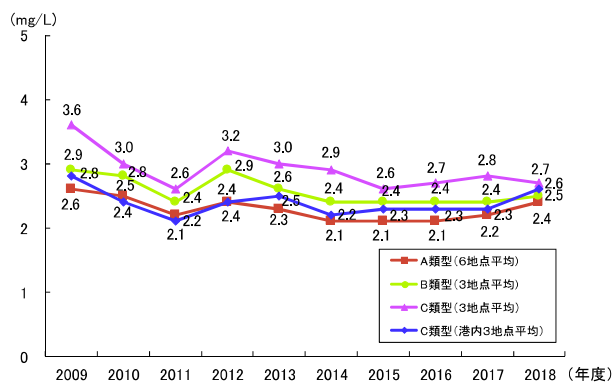
河川のBODの環境保全目標達成率の推移



府内主要河川のBOD（年平均値）の推移



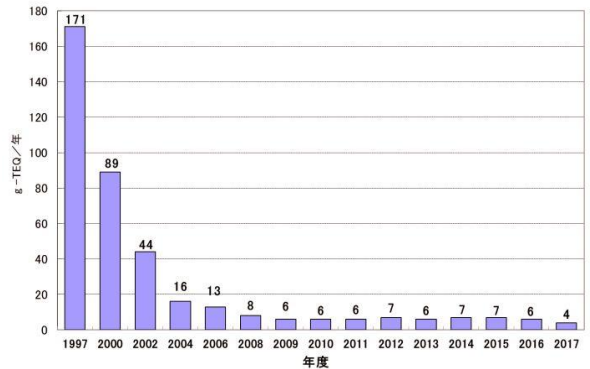
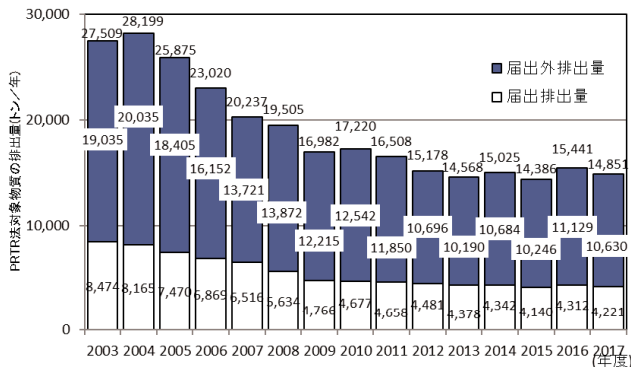
海域のCODの環境保全目標達成率の推移



大阪湾のCOD（大阪府測定点・全層年平均値）の推移

5 化学物質

- 環境中への化学物質の排出量は概ね減少傾向にあり、ダイオキシン類の排出量は、大きく減少した後、近年は横ばいで推移しています。



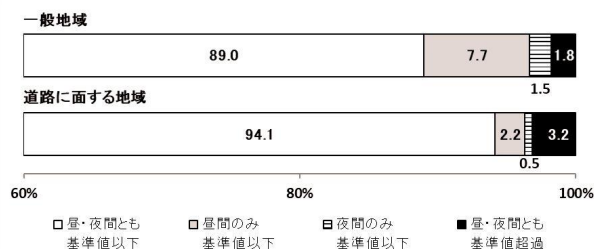
府内における化学物質排出把握管理促進法 (PRTR法) 対象物質の排出量の推移

(※2010年度から届出対象物質数が354から462に変更されました)

府内でのダイオキシン類の排出量の推移

6 騒音

- 道路に面する地域における環境保全目標の達成率は緩やかな改善傾向にあり、2017年度は昼・夜間ともに目標値以下の住居等の割合は94.1%でした。

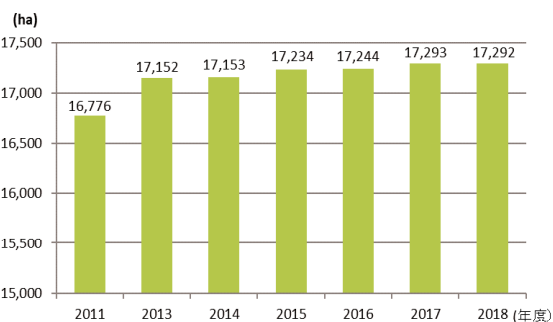


2017年度 騒音に係る環境保全目標達成状況

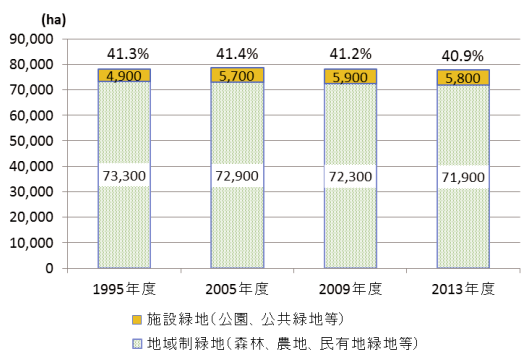
道路に面する地域における環境保全目標達成率の推移

7 自然環境

- 指定した保安林面積は、17,292 haです。また、緑地面積は、府域の約4割を維持しています。



府域の保安林の指定面積の推移



府域の緑地面積の推移

8 立入検査等実施件数

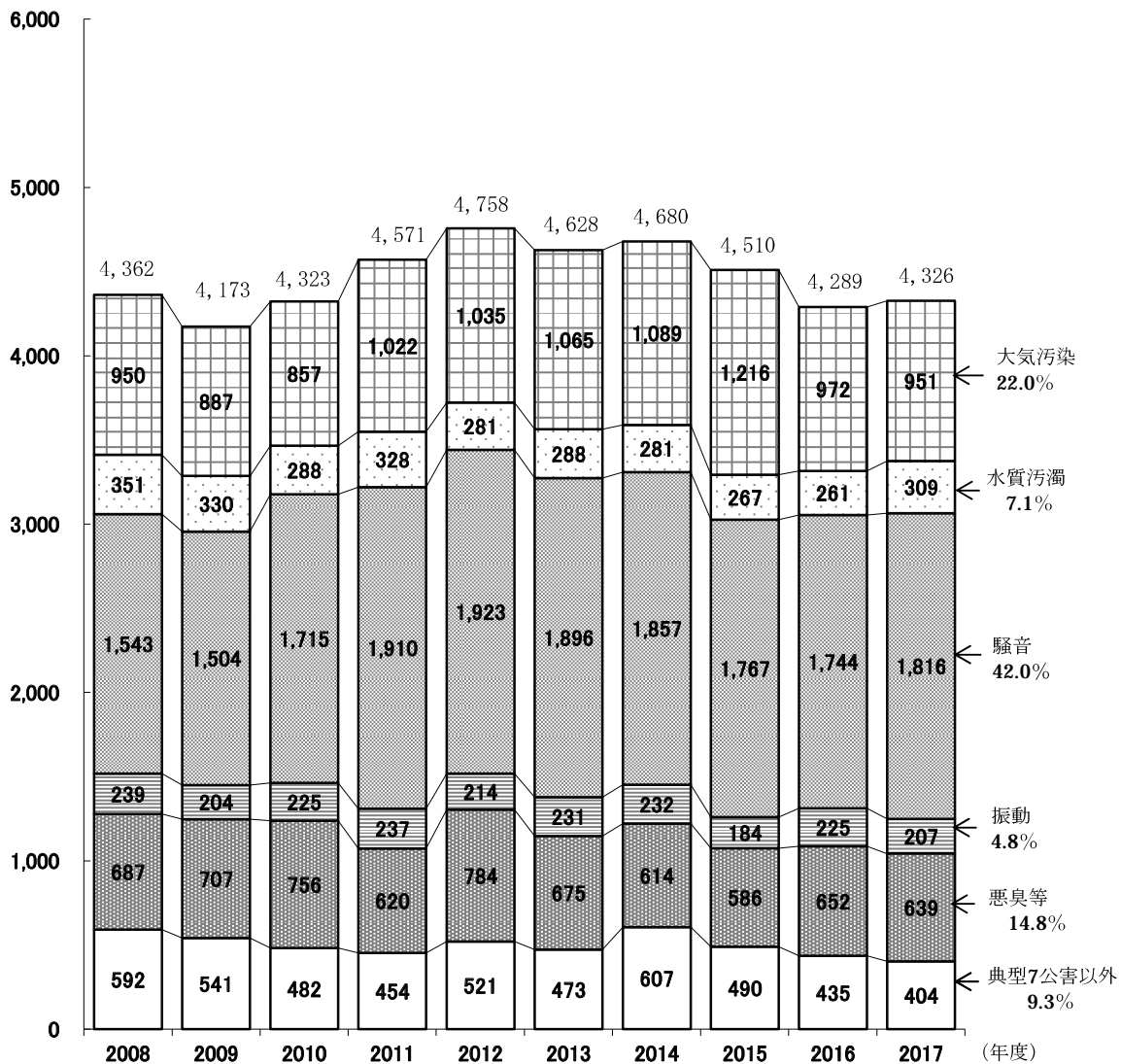
○ 2018年度に法令等に基づき府が実施した立入検査・指導等の件数は以下のとおりです。

大気		
一般大気	事業所への立入検査件数	433 件
	法・条例対象施設に係る届出件数	350 件
	サンプル採取・分析件数	15 件
アスベスト	解体現場への立入検査件数	398 件
	アスベストに係る届出件数	160 件
	サンプル採取・分析件数	58 件
水質		
	工場・事業場への立入検査件数	494 件
	法・条例対象施設に係る申請・届出件数	247 件
	サンプル採取・分析件数	229 件
騒音		
	事業場への立入件数（深夜営業規制）	6 件
交通環境		
	立入検査回数及び立入検査台数	53 回 7,056 台
土壌汚染		
	法・条例・自主調査指針に基づく調査報告件数	8 件
	土地の形質変更届出件数	45 件
化学物質		
	法・条例に基づく排出量等の届出件数	499 件
	条例に基づく管理計画及び管理目標の届出件数	125 件
廃棄物・リサイクル		
一般廃棄物	一般廃棄物処理施設への立入検査件数	24 件
	サンプル採取件数	33 件
産業廃棄物	産業廃棄物排出事業者等に対する立入検査件数	2,288 件
	産業廃棄物排出事業者からの報告徴収件数	14,610 件
	産業廃棄物処理業者等に対する立入検査件数	733 件
	自動車リサイクル法に基づく立入検査件数	81 件
	サンプル採取・分析件数	134 件
	フロン排出抑制法に基づく登録業者への立入検査件数	27 件
	フロン排出抑制法に基づく機器管理者への立入検査件数	95 件

9 その他

- 2017 年度に受け付けた苦情件数については、2016 年度に比べて約 0.9 %増加し、最も多い苦情は騒音に関するもので苦情全体の 42.0%を占めています。

公害の種類別苦情件数の推移



(注) 苦情件数は他機関からの移送分を含む。

(公害等調整委員会調べ)

第1章 計画的な環境政策の推進

豊かな環境の保全と創造に向けて、環境基本条例に基づき各種の条例・規則等を制定し、関係法令と併せて適正に運用するとともに、「新環境総合計画」に示した施策の方向等に基づき各種の施策を総合的かつ計画的に推進しました。

1 環境基本条例等の施行

■環境基本条例（1994年3月）

「人のこころがかよいあう豊かな環境の保全と創造」をめざして、生活環境、自然環境、都市環境、地球環境に係る施策を総合的かつ計画的に推進しました。

■循環型社会形成推進条例（2003年3月）

再生品の普及促進や廃棄物の適正処理の徹底など循環型社会の形成に向けた施策を推進しました。

■温暖化の防止等に関する条例（2005年10月）

事業活動における温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制や建築物の省エネルギー等の環境配慮など、地球温暖化防止及びヒートアイランド現象の緩和に向けた施策を推進しました。

電力ピーク対策の促進（エネルギー多量消費事業者における対策計画書制度に電気の需要の平準化の観点を追加等）、エネルギーの使用の抑制等に関する情報交換の促進（一般電気事業者等による報告制度等）、高効率で環境負荷の少ない火力発電設備の設置に関する条項を追加しました。（2013年4月施行）

また、一定の建築物を新築・増改築する場合の省エネルギー基準の適合義務化対象や建築物環境性能表示義務化対象を拡大しました。（2018年4月施行）

■生活環境の保全等に関する条例（1994年3月）

府民の健康の保護と生活環境の保全を図るため、公害防止に関する規制や生活環境の保全に関する施策を推進しました。

また、土壌汚染対策法が改正されたことを踏まえ、土壌汚染状況調査の実施対象となる土地の拡大等の改正を行いました。（2019年10月から全面施行の予定）

■水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例（1974年3月）

府民の健康を保護し、又は生活環境を保全することを目的として、水質汚濁防止法の排水基準より厳しい排水基準を定めています。

■自然環境保全条例（1973年3月）

「大阪府自然環境保全地域」等の府内に残された貴重な自然環境の保全に努め、自然環境の回復及び活用、緑の創出並びに生物多様性の確保に向けた取組みを推進しました。2005年10月には、ヒートアイランド現象の緩和を図るため、建築物の敷地等における緑化の促進を目的とした改正を行いました（2006年4月施行）。また、府民の目に触れるみどりのみちなみを創出し、緑視効果の高い景観形成を図ることを目的とした改正を行いました。（2016年10月施行）

■環境影響評価条例（1998年3月）

規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれのある事業について、環境保全への適正な配慮がなされるよう、事業者が作成した環境影響評価方法書の審査、事後調査報告書等の縦覧を行いました。

■景観条例（1998年10月）

景観法を活用し、大阪府の景観を特徴づける軸となる13箇所の景観計画区域内において、建築行為等を対象とした届出制度に基づく指導等を行いました。

■文化財保護条例（1969年3月）

条例に基づき指定された史跡、名勝、天然記念物を保護するため、整備、保存修理、保護増殖等への助成や、開発地における文化財を保護するため開発関係者に対して指導を行いました。

■放置自動車の適正な処理に関する条例（2004年3月）

府民の安全で快適な生活環境の保全及び地域の美観の維持を図るため、府所有地・管理地内の放置自動車の適正かつ迅速な処理を行いました。

2 新環境総合計画の推進

2011年3月に策定した「新環境総合計画」に基づき、「府民がつくる、暮らしやすい環境・エネルギー先進都市」の構築の実現に向け、前年度において豊かな環境の保全及び創造に関して講じようとする施策をとりまとめ、下記に示す各分野について、諸施策を推進しました。



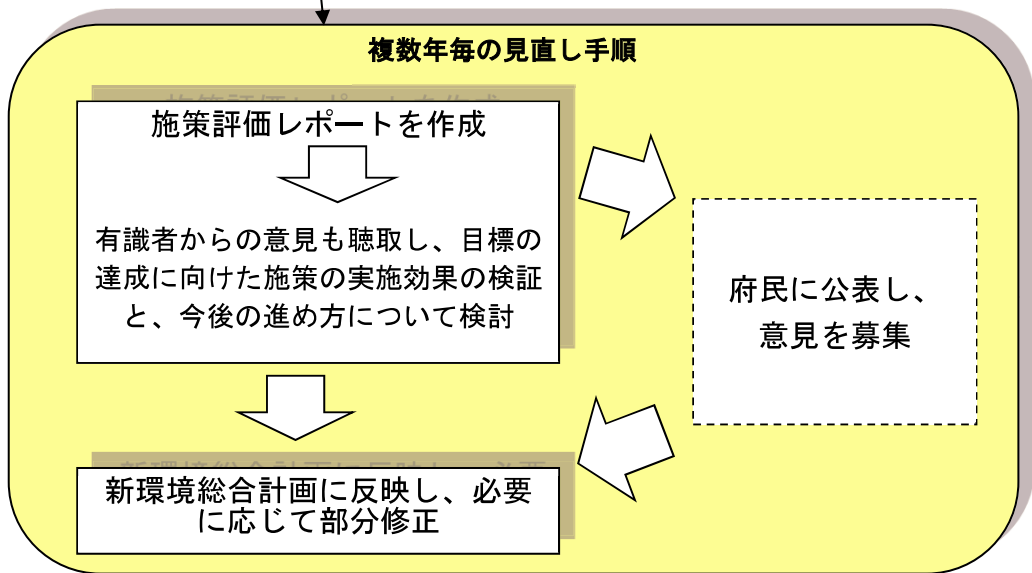
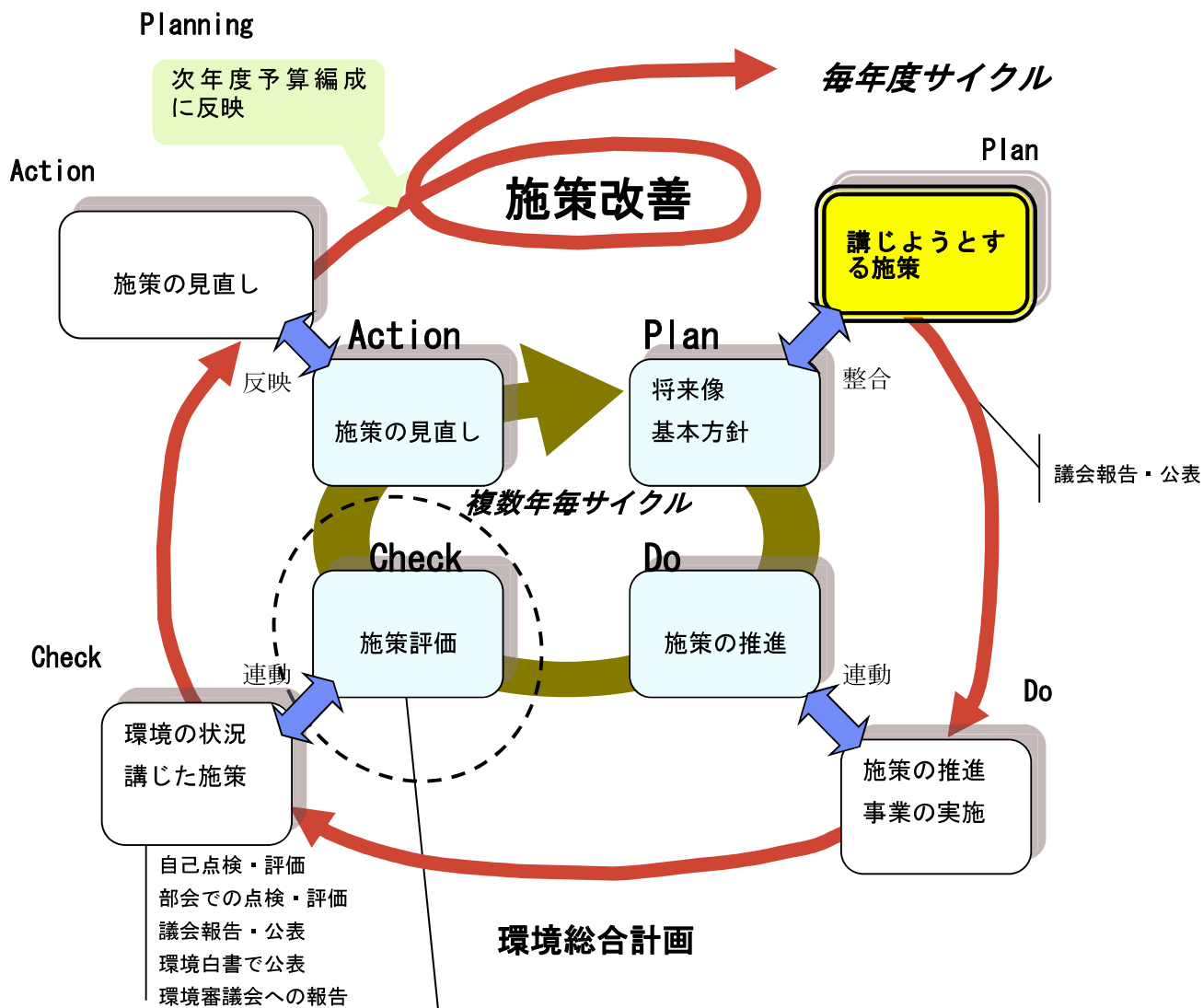
※「府民」とは、大阪府に住む人だけでなく大阪府に関わる全ての人を指します。

新環境総合計画に定める各分野の関連についての概念

3 新環境総合計画の進行管理

新環境総合計画の進行管理として、2つのPDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルによる進行管理・点検評価システムを導入しています。毎年度のPDCAサイクルにより個別の施策・事業の点検・評価を行うとともに、複数年（3～4年）毎のPDCAサイクルにより計画に掲げた施策の方向や主要施策の実施効果の検証を行い、急速な社会経済情勢の変化に柔軟に対応するとともに、施策のより効率的、効果的な実施を図ることとしています。

	毎年度のサイクル	複数年毎のサイクル
Plan	環境基本条例に掲げられた基本理念や、新環境総合計画で掲げられた中長期的な目標などを施策等の方針とし、毎年度の施策実施プログラムとして環境基本条例第9条第2項により、講じようとする施策を府議会に報告するとともに公表。	新環境総合計画の策定
Do	環境基本条例第6条の施策の基本方針及び環境総合計画の施策の展開方向を踏まえながら、様々な施策や事業を実施・運用。	新環境総合計画の推進
Check	環境基本条例第9条第1項により、毎年度、環境の状況と豊かな環境の保全及び創造に関して講じた施策を作成し、府環境審議会環境総合計画部会で点検・評価。府議会に報告するとともに公表。	新環境総合計画に定められた2020年度の目標（アウトカム）毎に、関連する施策・事業を対象に作成した施策評価レポート及び工程表を府環境審議会環境総合計画部会において点検・評価。
Action	点検・評価結果等をもとに、施策・事業の内容や選択について見直し。	点検・評価結果をもとに、施策・事業の内容や選択について見直し。必要に応じ、計画の見直し。



新環境総合計画の進行管理に関する PDCA サイクルの概念

第2章 各分野における目標に対する現状

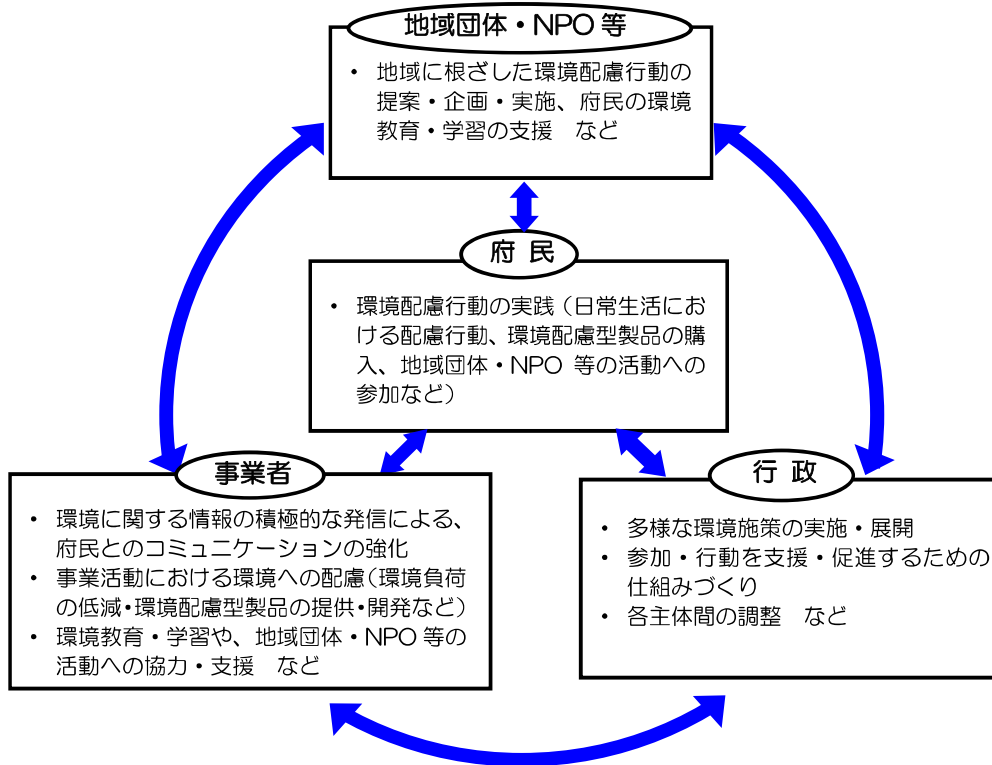
I 府民の参加・行動

～ あらゆる主体の参加・行動を促す大阪府の施策の方向～

かけがえのない地球を守り、私たちの生命を育んでいる健全で恵み豊かな環境を保全しながら将来に引き継ぐためには、社会を構成するあらゆる主体の参加と行動が必要です。

《あらゆる主体が参加・行動する社会のイメージ》

- ・ 府民、地域団体・NPO、事業者、行政等の各主体が積極的に参加し、自ら行動する社会
- ・ 各主体が相互に連携して行動することにより、相乗的な効果が発揮されている社会



●施策の方向

あらゆる主体が日常的に環境配慮行動に取り組む社会の実現を目指し、環境問題への気付きと環境配慮行動の拡大に向けた取組みを進めます。

- 効果的な情報発信
- 環境教育・学習の推進
- 行動を支援する仕組みの充実

Ⅱ-1 低炭素・省エネルギー社会の構築

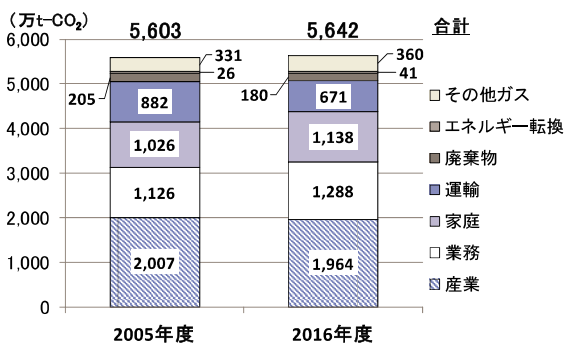
《2020年度の目標》

温室効果ガス排出量*を2005年度比で7%削減する。

※電気の排出係数は関西電力(株)の2012年度の値(0.514kg-CO₂/kWh)を用いて設定

《目標に対する現状》

■府内における2016年度の温室効果ガス排出量は5,642万トンであり、2005年度比で0.7%の増加となっています。



大阪府域における温室効果ガス排出量の推移

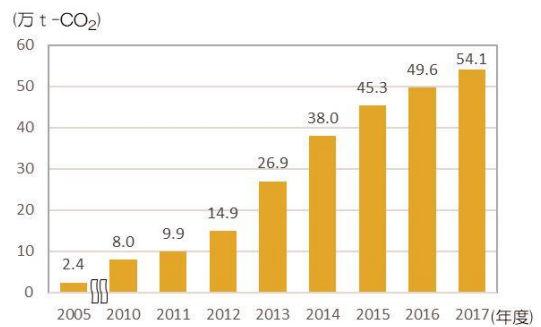
注) 2016年度の排出量は2012年度の電気の排出係数*を用いて算定。
*電気の排出係数は、電力会社が排出する二酸化炭素排出量を販売電力量で割った値

■府内の2017年度のエコカー(注)保有台数は約123万台(約35%)であり、2009年度と比べ約105万台(約30ポイント)増加しました。

※2009年12月：大阪エコカー普及戦略策定

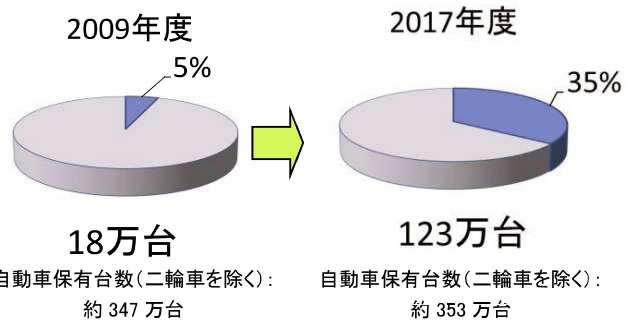
(注)エコカーとは、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車、水素エンジン自動車、燃料電池自動車に加えて超低燃費車(2010年度燃費基準+25%達成車または2015年度燃費基準達成車)です。

■府内の2017年度の太陽光発電の導入によるCO₂削減量は約54.1万トンです。



太陽光発電の導入によるCO₂削減量

注)・2012年度の関西電力(株)の電気の排出係数を用いて算定
・設備利用率は調達価格等算定委員会の資料を基に設定



エコカーの普及台数

● 施策の方向

あらゆる要素に「低炭素」の観点を組み入れて、低炭素化に向けた効果的な取組みを促進し、低炭素・省エネルギー社会の構築を目指します。

- 家庭、産業・業務、運輸・交通の低炭素化に向けた取組みの推進
- 再生可能エネルギー等の普及
- 森林整備によるCO₂吸収の促進
- 気候変動の影響への適応、ヒートアイランド対策の推進

II-2 資源循環型社会の構築

《2020年度の目標》

資源の循環をさらに促進する。

- ・【一般廃棄物】リサイクル等の推進により、最終処分量を32万トン以下とする。
- ・【産業廃棄物】リサイクル等の推進により、最終処分量を37万トン以下とする。

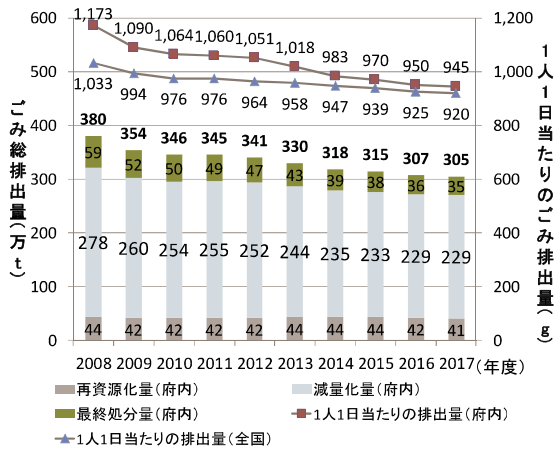
リサイクル社会を実現するための府民行動を拡大する。

- ・リサイクル製品を購入している府民の割合を倍増する。 (2009年度府民アンケート 34.3%)
- ・資源物*を分別している府民の割合を概ね100%にする。 (2009年度府民アンケート 89.4%)

*ペットボトルや空き缶、古紙等。

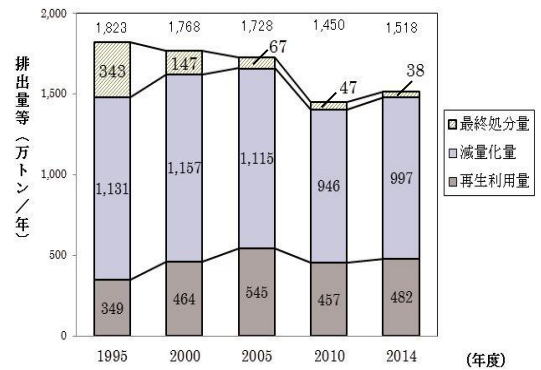
《目標に対する現状》

- 2017年度に府内から排出された一般廃棄物は305万トン、そのうち再生利用量は41万トン、最終処分量は35万トンとなっています。
- 2014年度に府内から排出された産業廃棄物は1,518万トン、そのうち再生利用量は482万トン、最終処分量は38万トンとなっています。



一般廃棄物の最終処分量等の推移

注) 四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。



産業廃棄物の最終処分量等の推移

注) 四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

- リサイクル製品を購入している府民の割合：32.2% (2018年度)

- 資源物*を分別している府民の割合：85.7% (2018年度)

※ペットボトルや空き缶、古紙等。

注)府民アンケート調査の対象者は、2015年度より、府政モニターから民間のインターネット調査会社が保有するモニターに変更しました。

●施策の方向

生産・流通、消費、再生・処理、最終処分の各段階における資源の循環に向けた取組みを促進し、資源循環型社会の構築を目指します。

- 再生原料・再生可能資源の利用促進
- 廃棄物排出量の削減
- リサイクル率の向上
- 最終処分量の削減
- 廃棄物の適正処理の徹底

Ⅱ－３ 全てのいのちが共生する社会の構築

《2020年度の目標》

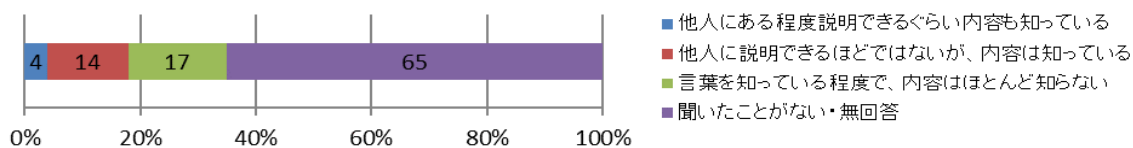
生物多様性の府民認知度を70%以上にする。(2008年度府民アンケート16.9%)

生物多様性の損失を止める行動を拡大する。

- ・ 活動する府民を倍増する。(2014年府民アンケート 6.0%)
- ・ 保安林や鳥獣保護区等の生物多様性保全に資する地域指定を新たに2,000ha拡大する。(2009年度比)

《目標に対する現状》

- 生物多様性に関する府民の認知度（「他人にある程度説明できるぐらい内容も知っている」と「他人に説明できるほどではないが、内容は知っている」と回答した割合）は約18%（2018年度）^注です。（2008年度比約1ポイント増加）



(参考1)「言葉を知っている程度で、内容はほとんど知らない」を含めた生物多様性という言葉の認知度は約35%です。

(参考2)上記の認知度の回答に関わらず、下記の生物多様性に関わる項目のいずれかについての認知度は約65%です。

1. 生きものはそれぞれの豊かな個性とつながりにより、支え合って生きていること
2. 私たちの生活は、生物多様性によってもたらされる生きものの恵みによって成り立っていること
3. 人々の暮らしや関わりにより維持されている里地里山が生物多様性上大切であること
4. 世界の森林やサンゴ礁が、年々減少していること
5. 希少な動植物について、国や自治体がレッドデータブックやレッドリストを作成していること
6. 国際的に生物多様性条約が定められていること
7. 外来生物が日本の在来種の生息環境を脅かし、生態系への悪影響や農作物への被害などの問題を引き起こしている

注)府民アンケート調査の対象者は、2015年度より、府政モニターから民間のインターネット調査会社が保有するモニターに変更しました。

- 保安林や鳥獣保護区等生物多様性保全に資する地域指定は83,940ha(2019年3月末)です。(2009年度比1,970ha増加)

生物多様性の保全に資する地域指定状況

名称	指定面積(ha)	名称	指定面積(ha)
保安林	17,292	自然環境保全地域	38
鳥獣保護区	12,914	緑地環境保全地域	37
国定公園	16,498	特別緑地保全地区	3
府立自然公園	3,541	自然海浜保全地区	22
近郊緑地保全区域	33,580	国・府指定天然記念物	15
		合計	83,940

●施策の方向

生物多様性についての府民理解を促進し、生物の生息環境の保全と回復への行動を促進します。

- 生物多様性の重要性の理解促進
- 生物多様性に配慮した行動促進
- 府民と連携したモニタリング体制の構築
- 生物多様性保全に資する地域指定の拡大
- エコロジカルネットワークの構築推進

II-4 健康で安心して暮らせる社会の構築（1） ～良好な大気環境を確保するために～

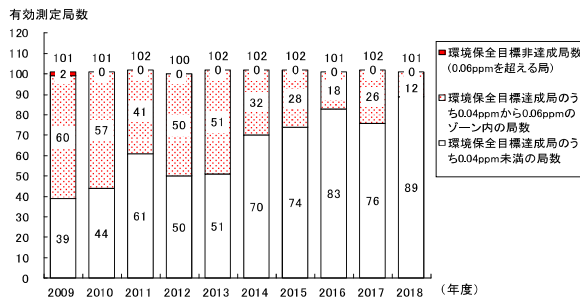
《2020年度の目標》

大気環境をさらに改善する。

- ・ 二酸化窒素の日平均値 0.06ppm 以下を確実に達成するとともに、0.04ppm 以上の地域を改善する。
- ・ 微小粒子状物質（PM2.5）の環境保全目標を達成する。
- ・ 光化学オキシダント濃度 0.12ppm（注意報発令レベル）未満を目指す。

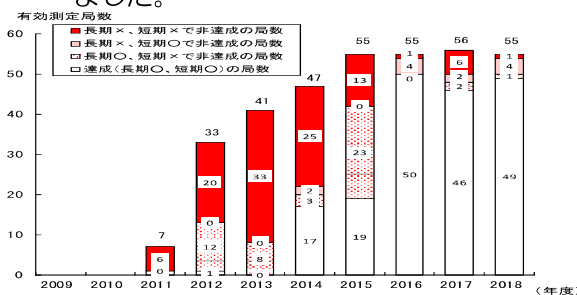
《目標に対する現状》

- 二酸化窒素は、改善傾向にあり、環境保全目標（1時間値の1日平均値が0.04～0.06ppmのゾーン内、またはそれ以下）の上限値0.06ppmを下回るレベルに達し、8割以上の地域が0.04ppm未満となっています。



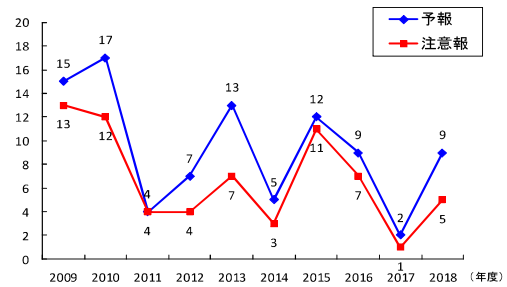
二酸化窒素の環境保全目標達成局数の推移

- PM2.5は、2011年度から自動測定機を順次整備し、常時監視をしています。2018年度は、55局（有効測定局）で測定を行い、49局で環境保全目標を達成しました。



微小粒子状物質（PM2.5）の環境保全目標達成局数の推移

- 光化学スモッグ注意報の発令回数は、年度毎に気象条件による変動が大きく、増減を繰り返しています。また、九州地方から東北地方の広い範囲で発令があり、西日本や日本海側では、広域移流の影響も指摘されています。



光化学スモッグの発令回数の推移

光化学スモッグとは

光化学オキシダントの濃度が高くなったとき、気象条件により白くモヤがかかったようになる現象のこと。人体への影響としては、目やのどへの刺激を中心とする被害が報告されています。

PM2.5とは

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径2.5マイクロメートル以下の微小な粒子のことをいいます。肺の奥深くまで入り込みやすく、長期的に一定濃度以上吸入すると、呼吸器疾患、循環器疾患等の影響が懸念されるため、環境基準が設定されています。
※環境基準は2009年9月に「1年平均値15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下、かつ、1日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下」に定められました。

● 施策の方向

自動車排出ガス対策や工場等の固定発生源対策を推進します。

- 自動車から排出される窒素酸化物（NOx）と粒子状物質（PM）の削減対策の推進
- PM2.5の現状把握と対策の検討・実施
- 揮発性有機化合物（VOC）の排出削減
- 建築物の解体工事に伴うアスベストの飛散防止対策の徹底

II-4 健康で安心して暮らせる社会の構築（2）

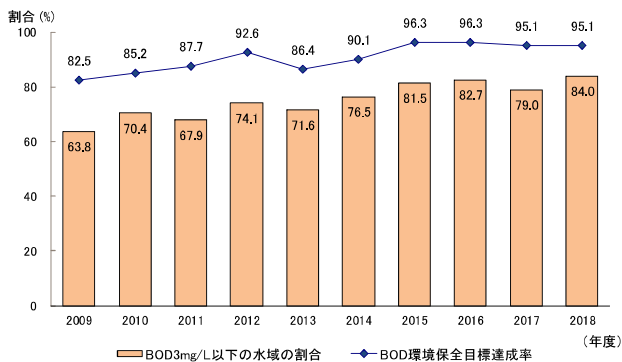
～良好な水環境を確保するために～

《2020年度の目標》

- 人と水がふれあえ、水道水源となりうる水質を目指し、水環境をさらに改善する。
 - ・ BOD（生物化学的酸素要求量）3 mg/L 以下（環境保全目標のB類型）を満たす河川の割合を8割にする。
- 多様な生物が棲む、豊かな大阪湾にする。
 - ・ 底層 DO（溶存酸素量）5 mg/L 以上（湾奥部は3 mg/L 以上）を達成する。
 - ・ 藻場を造成する（藻場面積 400ha を目指す）。

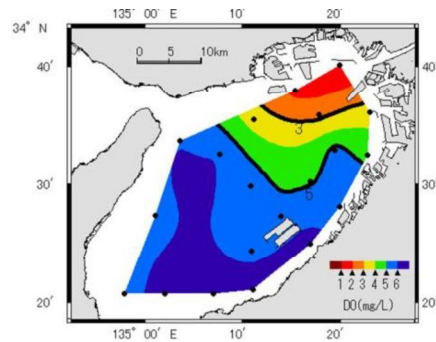
《目標に対する現状》

- 河川の水質は、工場・事業場の排水処理対策や下水道の整備等によって全体的に改善傾向がみられます（BOD 3 mg/L 以下を約8割の水域で達成）。



府内河川における BOD の環境保全目標達成状況及び BOD 3 mg/L 以下の水域の割合の推移

- 夏季に湾奥部や埋立てのための海底土砂採取等で生じた窪地で発生する貧酸素水塊や青潮が水生生物に影響を与えています。



夏基底層 DO の分布図
(2016～2018 年度平均)

貧酸素水塊とは
水に溶けている酸素の量が極めて少ない水塊のこと。

- 大阪府の海岸は、埋立てや海岸整備等により、自然海岸が全体のわずか1%という状況であり、魚介類の産卵・育成に不可欠な藻場は近年横ばい傾向で推移しています（2018 年度推計値：365 ha）。

● 施策の方向

流域の特性に応じた水質、水量、水生生物、水辺等を総合的に捉えて対策を推進します。

- 生活排水の 100%適正処理を目指した生活排水処理対策の促進や総量規制等の工場・事業場排水対策の推進
- 健全な水循環の保全・再生
- 大阪湾の環境改善対策の推進

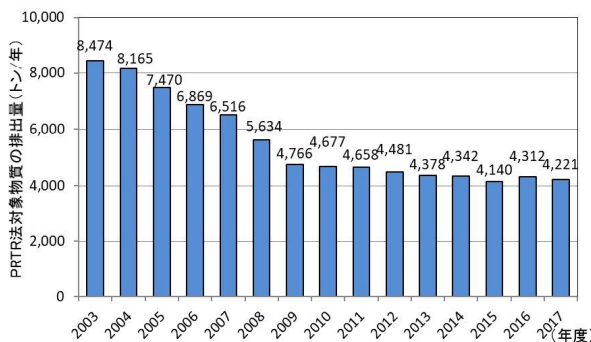
Ⅱ－４ 健康で安心して暮らせる社会の構築（３） ～化学物質のリスク管理を推進するために～

《２０２０年度の目標》

環境リスクの高い化学物質の排出量を 2010 年度より削減する。

《目標に対する現状》

- 府内における PRTR 法対象物質の届出排出量は減少傾向にあります。



- 府内における PRTR 法対象物質の排出量は、全国第 9 位となっています。（可住地面積当たり排出量では全国第 2 位）

都道府県	届出排出量(t)	届出外排出量(t)			排出量合計(t)
		事業所	家庭	移動体	
1 愛知県	10,406	6,956	2,958	3,125	23,446
2 東京都	1,593	12,307	1,484	3,160	18,545
3 静岡県	8,469	3,761	1,875	2,090	16,195
4 千葉県	5,341	5,815	2,391	2,642	16,189
5 埼玉県	6,842	4,203	2,265	2,759	16,069
6 茨城県	6,409	5,257	1,539	2,065	15,271
7 広島県	9,592	2,806	1,207	1,571	15,176
8 神奈川県	5,379	5,556	1,406	2,590	14,931
9 大阪府	4,221	6,424	1,717	2,489	14,851
10 福岡県	6,222	4,180	1,677	2,141	14,220
その他	87,544	69,859	27,454	40,988	225,845
合計	152,017	127,123	45,975	65,620	390,737

府内における PRTR 法対象物質の届出排出量の経年変化

※届出排出量の数値は、最新の届出内容に基づき過去に遡って修正しています。

都道府県別の PRTR 法対象物質の排出量（2017 年度）

PRTR 法とは

人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質の環境中への排出量等を把握、集計、公表する仕組み。現在 462 物質がこの法律の届出対象として指定されています。

● 施策の方向

環境リスクの高い化学物質の排出削減や人等への悪影響が懸念される化学物質に対する予防的取組みを推進するとともに、府民・事業者・行政等様々な主体の環境リスクについての理解促進を図ります。

- 環境リスクの高い化学物質の排出削減
- 化学物質に関するリスクコミュニケーションの推進
- 残留性有機汚染物質や汚染土壌等の適正管理・処理

Ⅲ 魅力と活力ある快適な地域づくりの推進

大阪は、その魅力と活力に惹かれ多くの人々が暮らし、働き、訪れる地域ですが、一方で、ヒートアイランド現象やいまだ多数の苦情がよせられる騒音・振動等の都市部特有の問題、「雑然としている」などのマイナスイメージもあります。

今後、日本全体の人口が減少していくなかで、引き続き都市の活力を維持していくためには、快適な生活環境が確保された「暮らしやすい」、「働きやすい」、「訪れたいくなる」都市を目指し、大阪の特徴を活かした質の高い都市環境を創造し、魅力と活力を高めていく必要があります。

～「暮らしやすい」、「働きやすい」、「訪れたいくなる」都市を目指して～ 緑と水辺の保全と創造

■みどりの風を感じる大阪



魅力ある景観、歴史的・文化的環境の形成

■魅力ある景観の形成

■歴史的・文化的環境の形成



千早赤阪村下赤阪の棚田の風景



富田林市寺内町の町並



百舌鳥・古市古墳群

快適で安らぎのある都市環境の形成

■騒音・振動の防止

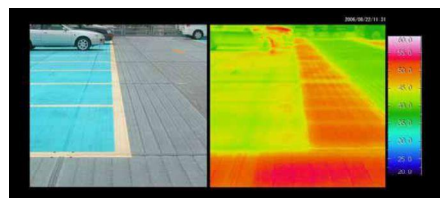
■ヒートアイランド現象の緩和



屋上緑化



透水性・保水性舗装



太陽熱の高反射舗装

各分野における目標に対する現状一覧

分野	環境総合計画に掲げた目標	目標値(2020年)	基準年又は目標設定時の状況		最新の状況		目標達成状況 ^{注1}	
			数値	年度	数値	年度		
低炭素	■温室効果ガス排出量 [※] を2005年度比で7%削減する。 ^{注2} ※電気の排出係数は関西電力網の2012年度の値(0.514kg-CO ₂ /kWh)を用いて設定	5,210万トン	5,603万トン	2005	5,642万トン	2016	-9.9% ^{注3}	
循環	■資源の循環をさらに促進する。 【一般廃棄物】リサイクル等の推進により、最終処分量を32万トン以下とする。 ^{注4}	32万トン	39万トン	2014	35万トン	2017	57.1% ^{注3}	
	【産業廃棄物】リサイクル等の推進により、最終処分量を37万トン以下とする。 ^{注4}	37万トン	38万トン	2014	38万トン	2014	-	
	■リサイクル社会を実現する府民行動を拡大する。 リサイクル製品を購入する府民を倍増する。 ^{注5}	倍増	34.3%	2009	32.2%	2018	46.9%	
	資源物 [※] を分別する府民を概ね100%にする。 ^{注5} ※ペットボトルや空き缶、古紙等	100%	89.4%	2009	85.7%	2018	85.7%	
生物多様性	■生物多様性の府民認知度を70%以上にする。 ^{注5}	70%	16.9%	2008	17.6%	2018	25.1%	
	■生物多様性の損失を止める行動を拡大する。 活動する府民の割合を倍増する。 ^{注2注5}	倍増	6.0%	2014	2.9%	2018	24.2%	
	地域指定を新たに2,000ha拡大する。	2,000ha増 (83,970ha)	鳥獣保護区	12,801ha	2009	12,914ha	2018	99.9%
			保安林	16,388ha	2009	17,292ha	2018	
			府立自然公園	2,594ha	2009	3,541ha	2018	
			国定公園	16,498ha	2009	16,498ha	2018	
			近郊緑地保全区域	33,580ha	2009	33,580ha	2018	
			自然環境保全地域	38ha	2009	38ha	2018	
			緑地環境保全地域	32ha	2009	37ha	2018	
			特別緑地保全地区	2ha	2009	3ha	2018	
自然海浜保全地区			22ha	2009	22ha	2018		
国・府指定天然記念物	15ha	2009	15ha	2018				
合計	81,970ha	2009	83,940ha (1,970増)	2018				
健康	■大気環境をさらに改善する。 二酸化窒素(NO ₂)の日平均0.06ppm以下の確実な達成と0.04ppm以上の地域の改善 ^{注6}	①0.06ppm未満の測定局 100% ②0.04ppm未満の測定局 100%	①98.0% (99局/101局) ②38.6% (39局/101局)	2009	①100% (101局/101局) ②88.1% (89局/101局)	2018	①100.0% ②88.1%	
	PM2.5の環境保全目標達成	達成率100%	数値なし		89.1%(49局/55局)	2018	89.1%	
	光化学オキシダント濃度0.12ppm未満	0.12ppm以上の日数 0日	17日	2009	9日	2018	-	
	■水遊びができ、水道水源となりうる水質を目指し、水環境を改善する。 B類型のBOD基準3mg/lを満たす河川(水域)の割合を8割にする。	80%	63.8%	2009	84.0%	2018	100.0%	
	■大阪湾を多種多様な生物が継続的に生息出来るようにする。 底層DO(溶存酸素量)5mg/l以上(湾奥部は3mg/l以上)の達成 ^{注7}	100%	58.3%	2009	58.3%	2018	58.3%	
	藻場面積400haを目指す。	400ha	352ha	2009	365ha	2018	91.3%	
	■環境リスクの高い化学物質の排出量を2010年より削減する。	2010年度排出量 (4,677トン)より削減	4,677トン	2010	4,221トン	2017	-	

注1 目標達成状況は目標値に対する現状の達成率を記載。 計算式:達成率(%)=最新の状況/目標値×100

注2 2014年度における複数年サイクル点検評価を受け、目標を変更。

注3 計画策定時の状況を0%、達成を100%としたときの進捗率を記載。 計算式:達成率(%)=(最新の状況-計画策定時の状況)/(目標値-計画策定時の状況)×100

注4 循環型社会推進計画策定に伴い、目標を変更(2016年度)。

注5 2015年度から、府政モニターを対象とした調査から民間のインターネット調査会社が保有するモニターを活用した調査に変更し、対象者、内容等を変更。2016年度から質問内容を変更。

注6 0.04ppm以上の地域の改善は、全局のうち0.04ppm未満の測定局の割合で評価。

注7 全12の底層部測定地点における、毎月の測定結果が全て基準値以上の地点数の割合で評価。

第3章 2018(平成30)年度に講じた施策事業【点検・評価シート】

※「運動の」の☆の数は次の意味は、次のとおりです。
 ☆☆☆☆：期定以上、☆☆☆：期定どおり、☆☆：期定以下(特に改善を要しない)、☆：期定以下かつ改善要
 ※2017(平成29)年度の取組目標は平成29年度における環境の状況並びに豊かな環境の保全及び創出に関して講じた施策(2018(平成30)年9月作成)より抜粋

No.	施策事業 名称	事業 継続 性	目的	内容	決算額(千 円)	取組目標		2018(平成30)年度の取組 ※下段は2017(平成29)年度の取組		自己点検・評価 課題	改善策・今後の方 向性	関連 する SDGs コー ド
						取組目標	実績(取組目標に対する結果)	進捗	実績			
1-1	環境情報 の発信	継続	大阪の環境に関する情報のポータルサイトとして、おおさかの環境ポータルサイト(エコキャラー)を開設しています。また、環境等イベント情報をお知らせするため、大阪府環境農林水産イノベーション情報発信サービス「E」を配信しました。林産イノベーションや環境マルシェを通じて、環境マルシェやイベント情報等を発信している。府民・事業者、地域団体・NPO等の環境保全活動を促進すること。	メールマガジン「大阪府環境イノベーション情報発信サービス」配信件数 12件 【参考】2016年度実績 メールマガジン配信件数 10件 エコキャラー年間アクセス件数(主なページ) 16万件	-	2018	メールマガジン「大阪府環境イノベーション情報発信サービス」配信件数 12件 【参考】2016年度実績 メールマガジン配信件数 10件 エコキャラー年間アクセス件数(主なページ) 16万件	メールマガジン「大阪府環境イノベーション情報発信サービス」配信件数 12件 【参考】2016年度実績 メールマガジン配信件数 10件 エコキャラー年間アクセス件数(主なページ) 16万件	メールマガジン「大阪府環境イノベーション情報発信サービス」配信件数 12件 【参考】2016年度実績 メールマガジン配信件数 10件 エコキャラー年間アクセス件数(主なページ) 16万件	今後わかりやすいホームページの作成、内容の刷新に努めるとともに、環境マルシェやイベント、関連イベントなどは、環境情報発信の場として積極的に活用し、効果的に発信する方法を検討していきます。	4 12 13 14	
1-2	環境教育 等の推進	継続	府民・事業者等のあらゆる主体が、様々な環境問題を理解し、環境配慮に努める意識の向上を図ること。	学校、企業等への各種出前講座や各種施設見学会等を実施するなど、「環境教育実行計画」に基づき、環境学習と環境保全活動を推進しました。	-	2018	府庁の各部署で取り組む環境教育出前講座等施策数 30	府庁で取り組む環境教育出前講座等の実施施策数:32施策(2017年度)	府庁で取り組む環境教育出前講座等の実施施策数:32施策(2017年度)	引き続き「環境教育実行計画」に基づき、環境学習と環境保全活動を推進します。	6 7 11 12 13 14	
1-3	環境交流 パートナー シップ事業	継続	環境NPO等の活動の活性化や新たな活動の展開に向けて、交流機会の創出を図ること。	環境NPO、企業、学校関係者、ボランティア等の幅広い主体が参加するセミナーや人材育成講座などを取り込み、交流会を実施しました。また、環境NPO等の活動やSNSによる団体活動等の情報発信を行いました。	1,242	2018	交流セミナー・講座等の実施(4回)	交流セミナー・人材育成講座、環境教育研究会の3つのセミナーで構成する交流会を3回実施するとともに、登録団体等による交流会を1回実施	交流セミナー・人材育成講座、環境教育研究会の3つのセミナーで構成する交流会を3回実施するとともに、登録団体等による交流会を1回実施	引き続き幅広い主体が参加する交流会を開催するとともに、登録団体同士の交流も開催します。	4 6 7 11 12 13 14 15	
1-4	地域環境 活動を広げ た 府民共同 発電補助 事業	2018 で終了	NPO等による、公益的施設(学校、保育所等)への共同発電設備の設置による太陽光発電普及の促進を支援し、団体の環境活動拡大を図ること。	府民等からの寄付を募り、学校や保育所等の公益的施設に太陽光発電設備を設置する共同発電の仕組みを活用し、その施設と連携した環境活動を推進するNPO等に対し、設置費用の補助を行うとともに、その活動を支援しました。	1,844	2018	公益的施設への太陽光パネル設置 2件	公益的施設への太陽光パネル設置 2件 【参考】2016(平成28)年度、2017(平成29)年度補助事業団体による環境活動の実績確認 4件	公益的施設への太陽光パネル設置 2件 【参考】2016(平成28)年度、2017(平成29)年度補助事業団体による環境活動の実績確認 4件	引き続き環境活動の推進に努めます。	7 12 13 17	
1-5	実働OSA KAの推進	継続	府民・企業・行政等、多様な主体の協力を活かした連携・協働による環境保全活動の実現を図ること。	公共施設の一定区間を、自治会・企業等に清掃・美化活動を行ってもらい、地域コミュニティの活性化、地域への愛着を創出しました。	867	2018	アドプト・プログラムへの参加団体数及び参加者数:637団体、約60,000人	アドプト・プログラムへの参加団体数及び参加者数:636団体、約57,000人 【参考】2017年度 参加団体、参加見込者:637団体、約60,000人	アドプト・プログラムへの参加団体数及び参加者数:636団体、約57,000人 【参考】2017年度 参加団体、参加見込者:636団体、約57,000人	アドプト・プログラムへの参加団体数及び参加者数:636団体、約57,000人 【参考】2017年度 参加団体、参加見込者:636団体、約57,000人	アドプト・プログラムの制度導入から16年が経過し、これまで活動に参画いただいた全ての方に感謝するとともに、これからのアドプト・プログラムのあり方を考えるため、「大阪府アドプト・プログラム」のあり方懇話会(2018年2月21日)を開催し、有識者の意見を求める等、実働OSAの取り組みを推進することになりました。	17
1-6	クラウドファンディング を活用した 環境取組 の推進	継続	クラウドファンディング(OFF)※を通じてより多くの府民・NPO等団体が環境分野の課題解決に寄与する取組に参加でき、社会を自給すること。 ※「クラウドファンディング」に関する連携協定のもと、その活用を促進するとともに、府民が資金提供者として環境への取組に参加できるよう普及啓発を行いました。	環境活動や普及啓発イベントの実施に取組む企業、NPO等がOFFによる資金調達と活動PRを行っていくことが出来るよう、クラウドファンディングを運営する事業者との連携分野でのクラウドファンディング普及に関する連携協定のもと、その活用を促進するとともに、府民が資金提供者として環境への取組に参加できるよう普及啓発を行いました。	-	2018	クラウドファンディングの取組件数:3件 【参考】2016年度実績 ・府が相談を受けて成立したプロジェクト数 1件	相談件数:4件 【参考】平成31年1月23日にFAAVO大阪府力のもと、農業関係者を対象とした資金調達セミナーを開催。約20名の参加者のうち、CFを含めた資金調達の相談を4件受けた。	相談件数:4件 【参考】平成31年1月23日にFAAVO大阪府力のもと、農業関係者を対象とした資金調達セミナーを開催。約20名の参加者のうち、CFを含めた資金調達の相談を4件受けた。	今後も、CF活用を後押しするようさまざまなイベントを開催する中で、CFを活用し、府民が立ち寄る、資金調達や寄付する講演を行い、更なる周知・利用促進に取り組む。	2 3 4 6 7 8 9 11 12 13 14 15 17	

No.	施設事業名称	事業継続性	目的	内容	決算額(千円)	2018(平成30)年度の取組 ※下段は2017(平成29)年度の取組		自己点検・評価	改善策・今後の方向性	関連するSDGsゴール				
						取組指標	実績(取組指標に対する結果)							
II-2 資源循環型社会の構築														
2-2-1	循環型社会推進計画の推進	継続	2016年度に策定した大塚府循環型社会推進計画に定めたSRや適正処理等に依る目標を達成すること。(目標年度:2020年度)	府民、事業者、行政が連携・協働し、3Rや適正処理に取り組まれました。また、新たに設定した「成果を事業者、市町村等」に活用し、府民、事業者、事業者といった各主体の取組みをさらに促進しました。	-	2018 <p>計画に定める以下の目標の実現に向けて取組みを実施する。 ・一般廃棄物 2020年度に一般廃棄物の排出量を278万トン、1人1日当たりの生活系ごみ排出量を406g/人・日に削減するとともに、再生利用率を15.8%に向上させ、最終処分量を32万トンに削減する。 ・産業廃棄物 2020年度に産業廃棄物の排出量を1,534万トンに抑制するとともに、再生利用率を32.2%に向上させ、最終処分量を37万トンに抑制する。 【参考】 ○一般廃棄物 2015年度実績 排出量:315万トン 再生利用率:13.8% 最終処分量:38万トン 1人1日当たりの生活系ごみ排出量:457g/人・日 ○産業廃棄物 2014年度実績 排出量:1,518万トン 再生利用率:31.8% 最終処分量:38万トン</p> <p>2017 計画に定める以下の目標達成に向けて進行管理等を行います。 ・一般廃棄物 2020年度に一般廃棄物の排出量を278万トン、1人1日当たりの生活系ごみ排出量を406g/人・日に削減するとともに、再生利用率を15.8%に向上させ、最終処分量を32万トンに削減する。 ・産業廃棄物 2020年度に産業廃棄物の排出量を1,534万トンに抑制するとともに、再生利用率を32.2%に向上させ、最終処分量を37万トンに抑制する。 また、以下の成果を達成できる指標についても2016年度実績を把握して公表します。 ○一般廃棄物 ・1人1日当たりの資源ごみを含む生活系ごみ排出量 ・ガラス等(主に行政により分別収集が行われている品目)のみの再生利用率 ・最終処分率</p>	<p>市内市町村の一般廃棄物の排出量、再生利用率等の状況の集約・公表 【参考】 ○一般廃棄物 2017年度実績 ●目標 排出量:305万トン 再生利用率:13.4% 最終処分量:35万トン 1人1日当たりの生活系ごみ排出量:446g/人・日 ●成果を達成できる指標 1人1日当たりの資源ごみを含む生活系ごみ排出量:504g/人・日 生活系ごみ分別排出率:22.2% ガラス等(主に行政により分別収集が行われている品目)のみの再生利用率:5.0% 最終処分率:11.8% ・産業廃棄物排出事業者、同処理業者に対する適正処理の指導 ・建設業者に対し、廃棄物の適正処理、再資源化に関する説明会の実施 ・優良な産業廃棄物処理業者を認定・公表 ○産業廃棄物 2014年度実績 排出量:1,518万トン 再生利用率:31.8% 最終処分量:38万トン</p> <p>市内市町村の一般廃棄物の排出量、再生利用率等の状況の集約・公表 【参考】 ○一般廃棄物 2016年度実績 ●目標 排出量:307万トン 再生利用率:13.6% 最終処分量:36万トン 1人1日当たりの生活系ごみ排出量:448g/人・日 ●成果を達成できる指標 1人1日当たりの資源ごみを含む生活系ごみ排出量:504g/人・日 生活系ごみ分別排出率:22.5% ガラス等(主に行政により分別収集が行われている品目)のみの再生利用率:5.1% 最終処分率:11.8% ・産業廃棄物排出事業者、同処理業者に対する適正処理の指導 ・建設業者に対し、廃棄物の適正処理、再資源化に関する説明会の実施 ・優良な産業廃棄物処理業者を認定・公表 ○産業廃棄物 2014年度実績 排出量:1,518万トン 再生利用率:31.8% 最終処分量:38万トン</p>	<p>市内市町村等との課題や取組に関する情報交換、産業廃棄物排出事業者等に対する指導等の取組みにより、3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進、廃棄物の適正処理を推進しました。また、一般廃棄物については、市町村に於いては、食品ロスの削減、ごみ減量の啓蒙、コンポストによる生ごみリサイクルの促進、リユース品の交換会等が実施された。府内各自治体や、県民協会の協力を仰ぎ、資源物や有害物の回収、資源物の運搬に努めます。</p>	<p>市内市町村等との課題や取組に関する情報交換、産業廃棄物排出事業者等に対する指導等の取組みにより、3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進、廃棄物の適正処理を推進しました。また、一般廃棄物については、市町村に於いては、食品ロスの削減、ごみ減量の啓蒙、コンポストによる生ごみリサイクルの促進、リユース品の交換会等が実施された。府内各自治体や、県民協会の協力を仰ぎ、資源物や有害物の回収、資源物の運搬に努めます。</p>	<p>府内各自治体や、県民協会の協力を仰ぎ、資源物や有害物の回収、資源物の運搬に努めます。</p>	<p>府内各自治体や、県民協会の協力を仰ぎ、資源物や有害物の回収、資源物の運搬に努めます。</p>	<p>府内各自治体や、県民協会の協力を仰ぎ、資源物や有害物の回収、資源物の運搬に努めます。</p>	<p>府内各自治体や、県民協会の協力を仰ぎ、資源物や有害物の回収、資源物の運搬に努めます。</p>	<p>府内各自治体や、県民協会の協力を仰ぎ、資源物や有害物の回収、資源物の運搬に努めます。</p>
2-2-2	再生品普及促進事業	継続	資源の循環的利用の促進と循環型社会の形成に寄与する事業者を育成すること。	府内で発生した循環資源(廃棄物等)を利用した工場の生産品(リサイクル製品)として認定し、品目ごとの認定基準に適合するものを社大政府認定リサイクル製品として認定しています。「使用済みの2019年度に制度を改正し、使用済みの認定品を認定者が回収して再びリサイクルする製品」である「なご」にエコ製品として認定すること、「より質の高いリサイクル」に認定された製品を区分しました。また、「なご」以外のリサイクル製品を区分しました。また、「なご」以外のリサイクル製品を区分しました。	175	2018 <p>認定製品の普及啓発・利用促進を図るとともに、新規申請については年2回(10月、3月)の認定を実施する。 【参考】2018年1月1日現在の認定製品数は233製品。 うち、なごにエコ製品は23製品。</p>	<p>認定製品について普及・PRするため、ホームページに掲載するとともに、熊鷹環境イベント等に出展。 ・新規申請者を増やすため、事業者や団体に対して制度の案内を行なったほか、メルマガ配信や新聞掲載、ちらし制作、ポスター掲示等広報手段の拡大に努めました。 ・年2回の認定を実施(2019年3月1日現在の認定製品数は246製品)</p>	<p>認定製品について普及・PRするため、ホームページに掲載するとともに、熊鷹環境イベント等に出展。 ・新規申請者を増やすため、事業者や団体に対して制度の案内を行なったほか、メルマガ配信や新聞掲載、ちらし制作、ポスター掲示等広報手段の拡大に努めました。 ・年2回の認定を実施(2019年3月1日現在の認定製品数は274製品)</p>	<p>府民と事業者へ認定制度・認定製品のPRを行うことで、リサイクル認定製品の利用を促進しました。</p>	<p>認定製品の認知度の向上のため、さらには普及・PRの取組を推進します。</p>	<p>認定製品の認知度の向上のため、さらには普及・PRの取組を推進します。</p>			

No.	実施事業 名称	事業 継続 性	目的	内容	決算額(千 円)	2018(平成30)年度の取組 ※下段は2017(平成29)年度の取組		自己点検・評価 課題	改善策・今後の方 向性	関連 する SDGs コー ド
						取組指標	実績(取組指標に対する結果)			
2-2-3	「容器包装」 サイクルの 推進	継続	「容器包装に係る分別収 集及び再商品化の促進 に関する法律(容器包 装リサイクル法)」に基づ き、府内における容器包 装廃棄物の発生抑制や 再商品化を促進するこ と。	第8期大阪府分別収集促進計画(2017～ 2021年度、2020年度目標:分別収集量: 23万4千トン)に基づき、市町村の分別収 集の実施状況やリサイクル施設の整備状 況を把握しました。また、分別収集や再商 品化の促進に必要な収集体制、処理に関 する改善方策等について情報提供を図り しました。	90	・府内市町村の分別収集の実施状況を把握し、ホームページ上で速 やかに公表する。 【参考】2016年度実績 ・分別収集量:16万4千トン	・府内市町村の容器包装廃棄物の分別収集量、再商品化量等の状況 の情報集約、公表。 ・分別収集量:16万5千トン(2018年度実績)	市町村の分別収集 の実施状況の把握・ 取り組み、2019年に は第9期大阪府分 別収集促進計画を 策定します。	8 11 12 13	
2-2-4	産業廃棄 物の多量 排出事業 者による取 組みの促 進	継続	事業者から提出された処 理計画及び実施状況報 告の内容を公表すること により、見える化を図り、 事業者の自主的な産業 廃棄物の減量化への取 組み等を促進すること。	事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生 ずる事業者を把握している事業者(多量排 出事業者)は、産業廃棄物の減量その他、 その処理に関する計画及びその実施の状 況について知事に報告することとなってい ます。 事業者から提出された報告の内容をノー ムホームページ上に速やかに公表すること により、事業者の自主的な産業廃棄物の 減量化への取組み等を促進し、必要に応じ適 切な助言を行いました。	-	・処理計画及び実施状況報告の内容を速やかに公表する。 【参考】2016年度公表状況 産業廃棄物処理計画 233件 産業廃棄物処理計画実施状況報告 200件 特別管理産業廃棄物処理計画 94件 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告 91件	・府内市町村の容器包装廃棄物の分別収集量、再商品化量等の状況 の情報集約、公表。 ・分別収集量:16万6千トン(2017年度実績)	事業者から提出され た報告の内容をイン ターネットを利用し た方法により速やか に公表し、事業者の自 主的な産業廃棄物の 減量化への取組み 等を促進しました。	3 6 8 9 11 12 14	
2-2-5	食品ロス削減 対策の 推進	継続	府内の食品ロス削減に向 けて、事業者・府民の取 組みを促進すること。	・府内製造事業者を対象としたアンケート 調査により、製造事業者の取組みを促進 する効果的な方策について検討しました。 ・事業者と消費者などの関係者が一堂に 会した「食品ロス削減ネットワーク協議会」 を設置し、情報共有や意見交換を行いま した。その意見を踏まえて、消費者に対し て効果的な啓発を実施する。消費者を後押 し、さらに取組みを進めるための「おおよ さ食品ロス削減パートナーシップ制度」の 創設や、キャンペーン等による発信を行 い、食品ロス削減の機運を醸成しました。 ・家庭から排出される食品ロスを削減する 効果的な取組方法を思いついたため、家庭の食 品ロス削減啓発を実施しました。 ・「環境にやさしい買い物キャンペーン」等 による食品ロス削減についての府民啓発 を実施しました。	・食品ロス削減賛同制度参加事業所数 500店舗 ・市町村啓発事業数 10市町村	・食品ロス削減啓発事業数 500店舗 ・市町村啓発事業数 10市町村	・食品ロス削減啓発事業数 500店舗 ・市町村啓発事業数 10市町村	制度の取組時期が 年度後半となった ため、ホームページ から事業者・府民 がホームページを 活用して取組みな る取組が期待され る。また、事業者と 消費者との取組み を促進して、食品 ロス削減の機運を 醸成し、食品ロス 削減の推進を促 進してまいります。	制度の取組時期が 年度後半となった ため、ホームページ から事業者・府民 がホームページを 活用して取組みな る取組が期待され る。また、事業者と 消費者との取組み を促進して、食品 ロス削減の機運を 醸成し、食品ロス 削減の推進を促 進してまいります。	8 11 12

No.	施設事業名称	事業継続性	目的	内容	決算額(千円)	2018(平成30)年度の取組 ※下段は2017(平成29)年度の取組		自己点検・評価 課題	改善策・今後の方向性	関連するSDGsゴール
						取組指標	実績(取組指標に対する結果)			
2-2-6	産業廃棄物の適正処理の推進	継続	PCB(ポリ塩化ビフェニル)使用製品及び廃棄物について、期限内(電通年度は2026年度まで)の完全処分を目指すこと。	<ul style="list-style-type: none"> PCB特別措置法により、期限内処分の義務があるPCB使用製品及び廃棄物について、保有している事業者への立入検査などにより、法に基づき届出、適正処理及び期限内処分を行うよう指導を行いました。 未把握のPOB廃棄物等について、保有事業者(府内)及び関係業者(大阪府)と連携し、届出、適正処理及び期限内処分を行うよう指導を行いました。 府が保有している小型コンテナや安価な廃棄物(廃棄物)について、中間貯蔵・環境安全事業(株)(JESCO)北九州PCB処理事業所において、2016年度から計画的に処理を行いました。 POB廃棄物処理基本計画の策定に合わせ、大阪府と連携し「大阪府POB廃棄物処理計画」の策定を行うとともに、適正処理を推進しました。 中小企業等によるPCB廃棄物の処理を推進するため、国と都道府県が、(独)環境再生基金を通じて、中小企業等が負担する高濃度PCB廃棄物の処理費用を軽減しました。 	134,256	<ul style="list-style-type: none"> 府内におけるPCB廃棄物(JESCO大阪PCB処理事業所)の処理対象である高圧機器等の処理進捗率 2018年9月末: 99% ※JESCO大阪への登録台数に占める割合 府保有(府別別監視管分)の小型コンテナ等の処理 (JESCO北九州処理分) 4t 府内におけるPCB廃棄物の処理進捗率 99% (2017年9月末現在) 府保有の小型コンテナ等の処理 4t (2016年度実績) 	<ul style="list-style-type: none"> JESCO 大阪PCB処理事業所の処理対象である高圧機器等の処理進捗率 2019年3月末: 93% (登録台数を2018年3月末に固定した場合の進捗率 2019年3月末: 97%) 府保有の小型コンテナ等の処理 5t 	<ul style="list-style-type: none"> 責任機器等の処理及び府保有(府庁別)の小型コンテナ等の処理は、法に基づき届出、適正処理及び期限内処分を行うよう指導を行いました。 また、PCB使用製品やPOB廃棄物の保有実態調査やポスター等を活用し、振り起こしによりPCB保有が判明した事業者に対して、法に基づき届出等の指導を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> PCB特別措置法により、期限内の完全処分が義務付けられたPCB使用製品及び廃棄物について、法に基づき届出、適正処理及び期限内処分を行うよう指導を行いました。 また、PCB使用製品やPOB廃棄物の保有実態調査やポスター等を活用し、振り起こしによりPCB保有が判明した事業者に対して、法に基づき届出等の指導を行います。 	3 6 11 12
2-2-7	産業廃棄物の適正処理の徹底	継続	産業廃棄物の排出事業者や処理業者への指導を徹底し、不適正処理の未然防止、早期発見を図ること。	<ul style="list-style-type: none"> 排出事業者や処理業者に対しては、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付や適正処理(届出)指導の徹底を図り、また、産業廃棄物の野積や目視確認等による不適正処理の未然防止、早期発見に向けた啓発活動や巡回による監視・指導の徹底を図るとともに、土地所有者等の土地の適正管理等の啓蒙・指導により不適正処理の未然防止を図りました。 	14,836	<ul style="list-style-type: none"> 建設廃棄物の分別排出、混合廃棄物の発生・排出抑制の取組み促進、廃棄物の適正処理推進のため、説明会の開催、集中ハートロール等を実施しました。 説明会の開催 3回 不適正処理防止推進強化月間 6月・11月 【参考】2016年度 不適正処理件数 350件 	<ul style="list-style-type: none"> 建設廃棄物の分別排出、混合廃棄物の発生・排出抑制の取組み促進、廃棄物の適正処理推進のため、説明会の開催、集中ハートロール等を実施しました。 説明会の開催 3回 不適正処理防止推進強化月間 6月・11月 【参考】2016年度 不適正処理件数 427件 	<ul style="list-style-type: none"> 不適正処理は依然として多発していますが、警察との連携等により、不適正処理件数は2008年度以降は減少傾向にあります。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き不適正処理事業者の未然防止及び迅速な解決に努め、産業廃棄物の適正処理の着実な推進を図ります。 	3 4 6 9 11 12 14
2-2-8	使用済の電気電子機器に係る規制指導	2018より新規	使用済の電気電子機器が、理容対策が行われないまま破砕などされ、有害物質の飛散・流出等や火災の発生により生活環境に影響を及ぼすことがないよう、適正な保管・処分を推進すること。	<ul style="list-style-type: none"> 2018年4月から廃棄物処理法に基づき、使用済の電気電子機器(廃棄物)を除く(保管・処分)を行う者には、「有害使用済機器」の知事等への届出が必要になりました。そのため、これらを取り扱う業者に対し、説明会の開催等を通じて制度の周知を図りました。また、届出業者には立入検査等により、有害物質の飛散・流出等や火災発生を防止するために、保管・処分の基準遵守を指導しました。 	1,074	<ul style="list-style-type: none"> 立入検査等 136件 届出書の届出 14件 取扱業者への説明会の実施 3回 	<ul style="list-style-type: none"> 立入検査等 136件 届出書の届出 14件 取扱業者への説明会の実施 3回 	<ul style="list-style-type: none"> 説明会を3回実施すると共に、金庫くすね等のリストをもとに立入検査を実施し周知を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、立入検査等により周知を図ると共に必要に応じて届出等の指導を行う。 	3 4 6 9 11 12 14

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	決算額(千円)	2018(平成30)年度の取組 ※下段は2017(平成29)年度の取組		自己点検・評価	改善策・今後の方向性	関連するSDGs
						取組指標	実績(取組指標に対する結果)			
2-2-9	陸域生物多様性回復計画の適正管理	継続	陸域生物多様性回復計画の適正管理	大阪湾圏域広域処理場整備事業(フェニックス事業)について、関係地方公共団体と協力し、事業促進を図りました。また、産業廃棄物最終処分場である堺第7-3区について、周辺環境等に影響を及ぼさないよう、法令に則した適切な維持管理等を行いました。	146,885	<ul style="list-style-type: none"> 大阪湾圏域広域処理場整備事業の促進会議 10回 堺第7-3区の適切な維持管理 環境調査 12回 1,846除体 陸岸撤避防食工事 60.6m 老朽化対策工事(排水路) 111m 	<ul style="list-style-type: none"> フェニックス事業について、フェニックスセンター及び関係地方公共団体等と連携し、次期計画の具体化に向けた取組み等を行いました。(会議等:9回) 堺第7-3区について、景出水等が周辺環境へ影響を及ぼさないよう、排水処理施設及び水質改善設備の維持管理並びに水質の環境調査等を行いました。また、施設の老朽化に対応するため、陸岸の撤避防食調査 年12回 2,064除体 環境調査 年12回 65m 陸岸撤避防食工事 65m 老朽化対策工事(排水路) 0m (台風21号)による災害復旧工事を優先したため、老朽化対策工事は当初計画より縮小しています) 	<ul style="list-style-type: none"> フェニックス事業について、フェニックスセンター及び関係地方公共団体等と連携し、次期計画の具体化に向けた取組み等を行いました。(会議等:10回) 堺第7-3区について、景出水等が周辺環境へ影響を及ぼさないよう、排水処理施設及び水質改善設備の維持管理並びに水質の環境調査等を行いました。また、施設の老朽化に対応するため、陸岸の撤避防食工事、雨水排水路改修工事及びフェニックスの維持補修等を行いました。 環境調査 年12回 2,031除体 陸岸撤避防食工事 65m 老朽化対策工事(排水路) 194m 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、フェニックスセンター及び関係地方公共団体と連携し、次期計画の具体化に向けた取組み等を行います。 堺第7-3区について、周辺環境等に影響を及ぼさないよう、排水処理施設及び水質改善設備の維持管理並びに水質の環境調査等を行います。 	3 11 12 14
2-3-1	天然記念物の保護	継続	天然記念物の保護	(地) 大阪府立環境森林水産総合研究所水生生物センター(堺)・生物多様性センターにおいて、センター内で生息域外保護しているイタセンバラを、2009年度から5年間の調査で、放流した成魚が繁殖し、野生での定着が確認されています。2018年度は、淀川での繁殖状況の確認や、外来種の生息や駆除及び魚類に関する調査等を行いました。また、「淀川水系イタセンバラ」が行う保全活動を支援しました。さらに、親子等府民を対象とした観察会の開催、小中学校等へのイタセンバラの出張展示や出前講座を実施し、自然保護や生物多様性保全の重要性について、理解を深めること。	-	<ul style="list-style-type: none"> イタセンバラの野生復帰に向けた放流効果と繁殖状況の確認 観察会(1回、100人)、出前講座(2回、100人) 観察会(1回、100人)、出前講座(2回、100人) 	<ul style="list-style-type: none"> 外車魚類の研究成果を用いて集中的に駆除を行った水域では、在来種の種類や個体数が急激に回復していることを確認しました。 2019年にイタセンバラの公開放流を実施した水域では、自然繁殖により稚魚が約20,000尾確認され、放流後最初の生体数となりました。 小中各校の出前授業(2回実施)では、イタセンバラの生体観察を行うとともに、生物多様性の重要性を認識しました。 市民ネットワークによる「イタセンバラ」の野生復帰を支援する取り組み(24回実施)に延べ約1,200名が参加しました。 	<ul style="list-style-type: none"> イタセンバラの野生復帰の状況が引き続き維持され、野生復帰の取組みを支援する市民ネットワーク活動が軌道に乗るなど、十分な成果が得られました。 引き続き、放流群の自然での繁殖状況の確認や、保護活動の推進を図るとともに、保護活動の推進や、市民ネットワーク活動の開催や、自然保護や生物多様性保全の重要性について、理解を深めること。 	6 14 15 17	
2-3-2	生物多様性回復計画の適正管理	継続	生物多様性回復計画の適正管理	生物と人との関わりや、生物多様性の重要性について、生物多様性回復計画の推進を図りました。また、市民ネットワークなどを通じて、市民の理解を深め、生物多様性回復計画の推進を図りました。また、市民ネットワークなどを通じて、市民の理解を深め、生物多様性回復計画の推進を図りました。	1,638	<ul style="list-style-type: none"> おさか生物多様性施設連絡会の開催 2回 おさか生物多様性施設連絡会の開催 2回 	<ul style="list-style-type: none"> おさか生物多様性施設連絡会の開催 1回 特定外来生物にリ注意喚起リーフレットの作成 外来生物普及啓発リーフレットの作成 	<ul style="list-style-type: none"> おさか生物多様性施設連絡会の開催 1回 特定外来生物にリ注意喚起リーフレットの作成 外来生物普及啓発リーフレットの作成 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、生物多様性回復計画の推進を図るとともに、保護活動の推進や、市民ネットワーク活動の開催や、自然保護や生物多様性保全の重要性について、理解を深めること。 	4 6 11 14 15 17

II-3までの1のちが共生する社会の構築

No.	実施事業 名称	事業 継続 性	目的	内容	決算額(千 円)	2018(平成30)年度の取組 ※下段は2017(平成29)年度の取組		自己点検・評価 課題	改善策・今後の方 向性	関連 する SDGs コー ネル
						取組指標	実績(取組指標に対する結果)			
2-3-3	日本万国 博覧会記 念公園準 常(市民参 画型事業)	継続	万博記念公園において、自 然の森を保全し、多様 な生物多様性 の保全を図ること。	NPO団体との協働により、竹林や花壇、 緑地の整備を行うと共に、生物多様性 や自然ガイトといった情報収集・発信を 行いました。 (2018年10月から、指定管理者に事業を 引き継ぎました)	26,815	2018 ・NPO団体との協働による管理 ・竹林・田畑・果樹園 5.2ha ・園内花壇 0.6ha 2017 ・園内花壇管理 4,362人(参加のべ人数) ・森づくり・足湯運営 21,500人(参加のべ人数) ・竹林・田畑・果樹園等の保全・活用等 7,000人(参加のべ 人数) ・水質調査、野生生物生息調査 3,000人(参加のべ人数) ・ガイドボランティア養成 100人(参加のべ人数)	前年度とほぼ同内 容を実施しました。	引き継ぎ NPO団 体や市民との協働を 進めます。	4 15	
2-3-4	共生の森 づくり活動 の推進	継続	堺第7-3区産業廃棄物処分場の一部(共 生の森(約100ha))において、野鳥や小動 物の生息する草場や水辺等に森林が介 在する本緑地を、市民、NPO、企業等が主 体の連携による森づくり活動と、自然環境 学習を実施しました。	堺第7-3区産業廃棄物処分場の一部(共 生の森(約100ha))において、野鳥や小動 物の生息する草場や水辺等に森林が介 在する本緑地を、市民、NPO、企業等が主 体の連携による森づくり活動と、自然環境 学習を実施しました。	6,224	2018 ・共生の森づくり活動への参加人数 約1,200人 ・企業や市民による植栽面積 約1ha 2017 ・共生の森づくり活動への参加人数 約1,200人 ・多種多様な自然環境の創出面積 約1ha	豪雨や台風の影響に より、参加人数・植栽 面積とも想定を下回 りましたが、多様な主 体との協働による森 づくりを促進しまし た。	より多くの市民、 NPO、企業等が本事 業を通じ、豊かな自 然環境の形成に機 関するよう努めます。 また、森づくり活動、主 体の協働及び自然 環境学習などの取 組について、引き継 ぎ支援に努めます。	6 11 14 15 17	
II-4	健康で安心して暮ら せる社会の構築(1)～良 好な大気環境を確保す るために～			法、条例対象施設に対して、規制基準に適合しているか確認する とともに、適合していない場合は速やかに改善するよう指導を徹底 する。 ・大阪府が所管する対象事業のうち、規制基準が適用される特定 施設・届出施設等を設置している事業所に対して個別に対応して立入 検査を実施する。特に、総量規制対象、ダイオキシン対象事業所に は全数立入検査を行う。 【参考】2016年度実績 ・701事業所への立入検査を実施 ・大規模排出事業所NOx測定 2事業所 ・使用燃料等測定 6事業所 ・ダイオキシン類排出量測定 1事業所 2017 ・法、条例対象施設に対して、規制基準に適合しているか確認する とともに、適合していない場合は速やかに改善するよう指導を徹底 する。 ・大阪府が所管する対象事業のうち、規制基準が適用される特定 施設・届出施設等を設置している事業所に対して個別に対応して立入 検査を実施する。特に、総量規制対象、ダイオキシン対象事業所に は全数立入検査を行う。 【参考】2015年度の立入検査 961事業所		2018 ・NO2、SPMIに係る大気環境基準の全面達成 ・NOx・PMの排出量の把握 【参考】 ・対策地域からのNOx・PM排出量 NOx:12,550トン、PM:590トン(2016年度) 2017 ・NOx、SPMIに係る大気環境基準の全面達成 ・NOx・PMの排出量の把握 【参考】対策地域からのNOx・PM排出量 NOx:12,280トン、PM:600トン(2015年度)	規制基準が適用される特定施設・届出施設を設置している事業所に 対して、立入検査をのべ423回実施 ※ダイオキシン対象事業所には全数立入検査を実施できませんでした。 【参考】 ・大規模排出事業所NOx測定 2事業所 ・使用燃料等測定 2事業所 ・ダイオキシン類排出量測定 2事業所 ・揮発性有機化合物濃度測定 1事業所 ・水銀測定 2事業所 ・水銀排出事業者の届出審査及び全数立入検査	新たに始まった水銀 排出事業所に係る届 出審査等の影響もあ り、一部指標とあり の取組ができてませ んでしたが、水銀に 係る指導をはじめ、 大気汚染に係る事業 所への適切な規制指 導は概ね実施できま した。		
2-4-1-1	大気汚染 防止の事 業所規制	継続	大気汚染防止法、ダイオ キシン類対策特別措置法 に基づき、大気汚染防止 法、条例に基づき、大気 環境基準を達成すること。 ・大気汚染防止法、ダイ オキシン類対策特別措置 法に基づき、大気汚染防 止法、条例に基づき、大 気環境基準を達成する こと。	法、条例に基づき特定施設・届出施設等の 設置・変更の事前届出を義務付け、ばい 塵(Nox、Sox、ばいじん、有害物質)、揮 発性有機化合物、一酸化炭素、ダイ オキシン類等が排出基準、設備検査基 準に適合しているかを審査し、必要に応じ指 導等を行いました。 事業所に対する立入検査は、法・条例に 基づき、事業者の届出状況を確認するた め、行政による排ガス等の測定を実施しま した。	1,899	2018 ・規制基準が適用される特定施設・届出施設を設置している事業所に 対して、立入検査をのべ573回実施 ・大規模排出事業所NOx測定 2事業所 ・使用燃料等測定 3事業所 ・ダイオキシン類排出量測定 2事業所 ・揮発性有機化合物濃度測定 1事業所 ・水銀測定 2事業所	関係機関の相互の 連携・協力の元と、各 種自動車検査対策を 策定し、2017年度 実績はNOx・PMの排 出量はともに計画と 同様に削減しているこ とを確認しました。	引き継ぎ事業所へ の立入検査を実施 し、規制基準の遵守 指導に取り組みま す。	3 9 11	
2-4-1-2	自動車NO x・PM総量 削減計画 の推進(計 画の進行 管理)	継続	窒素酸化物(Nox)及び粒 子状物質(PM)の削減の ため、2018年6月に策定 した自動車NOx・PM総量 削減計画(第3次)に基づ き、関係機関が各種自動 車検査対策を連携・協力 して推進するとともに、府 が適切に計画の進行管 理を行い、2020年度まで PMの排出量を削減すると ともに、自動車 検査対策の進捗状況を把握しました。	関係機関(関係市町村、道路管理者等)と 連携し、流入車規制の推進、エコーカーの書 込、関係機関が各種自動車検査対策等の交 渉・調整等の実施を総合的に推進しま した。 併せて、道路交通センサや自動車輸送 統計調査などを基に、自動車からのNOx・ PMの排出量を削減するとともに、自動車 検査対策の進捗状況を把握しました。	4,686	2018 ・NO2及びSPMIに係る大気環境基準を全監視測定局で達成(2016年 度) ・対策地域におけるNOx・PM排出量の把握 【参考】 NOx:11,600トン、PM:590トン(2017年度) ※2018年度実績は2019年12月確定予定 2017 ・NO2、SPMIに係る大気環境基準の全面達成 ・NOx・PMの排出量の把握 【参考】対策地域からのNOx・PM排出量 NOx:12,550トン、PM:590トン(2016年度)	関係機関の相互の 連携・協力の元と、各 種自動車検査対策を 策定し、2017年度 実績はNOx・PMの排 出量はともに計画と 同様に削減しているこ とを確認しました。	2020年度目標の達 成に向け、引き続き 連携・協力の元と、 各種自動車検査対 策を推進します。	3 11	

No.	施策事業 名称	事業 継続 性	目的	内容	決算額(千 円)	実施年度	2018(平成30)年度の取組 ※下欄は2017(平成29)年度の取組		取組指標		実績(取組指標に対する結果)		自己点検・評価 課題	改善策・今後の方 向性	関連 する SDGs の一 覧
							取組指標	取組指標に対する結果	取組指標	取組指標に対する結果	取組指標	取組指標に対する結果			
2-4-1-3	流入車対 策の推進	継続	府内の対策地域への 非適合車の流入を抑制 することにより、NOx・PM の排出量を削減し、大気 環境基準の維持・安定 的な達成を図ること。	大阪府生活環境の保全等に関する条例 に基づき流入車規制を推進します。非適 合車のスローダウンを掲げ、非適 合車の根絶を目指して流入検査や指導を 実施しました。	338	2018	・流入検査での検査台数 6,000台 (バス駐車場、卸売市場、工場等)で実施) ・流入検査での検査台数 4,940台(2017年4月～12月) ・命令・公表 37件(2017年12月末現在)	・流入検査での検査台数 6,000台 (バス駐車場、卸売市場、工場等)で実施) ・流入検査での検査台数 4,940台(2017年4月～12月) ・命令・公表 37件(2017年12月末現在)	・立入検査7,059台を検査(累計※833回、約60,900台) 命令・公表 4件 他府県などから流入する非適合車の割合が大幅に減少(条例制定前 の2007年度、17%→2017年度、0.5%) ※2008年度未発表※)	立入検査7,059台を検査(累計※833回、約60,900台) 命令・公表 4件 他府県などから流入する非適合車の割合が大幅に減少(条例制定前 の2007年度、17%→2017年度、0.5%) ※2008年度未発表※)	☆☆☆	運送事業者や店主 等の協力により、規 制の効果が現れて いると考えられます。 自家用自動車(白ナ ンバー)の立入検査 を強化するとともに、 非適合車の所有者 等に対し改善指導 を行い、対策を推進 しました。	今後とも、事業者等 への立入検査・指導 への充実を図めると ともに、自家用自動 車(白ナンバー)へ の対策を強化しま す。また、非適合車 ゼロ宣言・夜明け流 入車規制・周知のた め、取組みを強化し ます。	3 9 11	
				・VOCの排出抑制 【参考】 ・VOC排出量 9,800トン/年(2015年度) ・光化学スモッグ発令時の緊急時対象工場へのNOx削減要請 のべ945回(2016年度)			・VOCの排出抑制 【参考】 ・VOC排出量 10,200トン/年(2017年度実績) ・光化学スモッグ発令時の緊急時対象工場へのNOx削減要請 2018年度 のべ1,307回 ・光化学スモッグ発令時の緊急時対象工場へのVOC削減要請 2018年度 のべ466回	☆☆☆	引き続き、工場・事 業所に対しVOCの 排出抑制・指導を着 実に実施します。 また、非適合車モ トール禁止の取組 を強化するとともに、 非適合車の所有者 等に対し改善指導 を行い、対策を推進 しました。	3 11					
2-4-1-4	光化学オ ゾンハ ビVO C対策の 推進	継続	府民の健康を守るため、 光化学スモッグの原因物 質の一つである揮発性有 機化合物(VOC)の排出 量を削減すること。	VOCの排出抑制 【参考】 ・VOC排出量 9,800トン/年(2015年度) ・光化学スモッグ発令時の緊急時対象工場へのNOx削減要請 のべ945回(2016年度)	80	2017	・VOCの排出抑制 【参考】 ・VOC排出量 9,800トン/年(2016年度実績) ・光化学スモッグ発令時の緊急時対象工場へのNOx削減要請 2017年度 のべ384回 ・光化学スモッグ発令時の緊急時対象工場へのVOC削減要請 2017年度 のべ111回	・VOCの排出抑制 【参考】 ・VOC排出量 10,200トン/年(2017年度実績) ・光化学スモッグ発令時の緊急時対象工場へのNOx削減要請 2018年度 のべ466回	☆☆☆	引き続き、工場・事 業所に対しVOCの 排出抑制・指導を着 実に実施します。 また、非適合車モ トール禁止の取組 を強化するとともに、 非適合車の所有者 等に対し改善指導 を行い、対策を推進 しました。	3 11				
				・環境大気中の微小粒子状物質の状況把握 (府管理 一般局、20局、自排局、6局、うち成分分析：2局)			・環境大気中の微小粒子状物質の状況把握 (府管理 一般局、20局、自排局、6局、うち成分分析：2局)	☆☆☆	引き続き、PM2.5の 常時監視を構築に 行いながら、濃度が 高くなる等予測され る場合、注意喚起を 積極的に行い、より 幅広い府民に周知 します。また、効果的 な削減対策を進める 指針に基づき、注意 喚起を行う体制を整 備・運用しました。	3 9 11					
2-4-1-5	微小粒子 状物質(P M2.5)の 常時監視 の確立と 喚起の要 施	継続	PM2.5について効果的な 対策を行うため、監視測 定局を整備して連続測定 を行い、監視結果を府民 に分かりやすく提供す ることにより、府民の安全・安 心を確保するため、 PM2.5の情報を注 文的確に提供すること。 また、PM2.5の成分分析 結果等を用いて、健康 被害等を予測するため、(地知)大抵的 な調査を遂行して、PM2.5 計測についての知見を集 積すること。	府管理の測定局26局で自動測定機による 連続測定を行い、結果をホームページで 分かりやすく提供するとともに、季節ごと に成分分析を行うことにより、府内にお けるPM2.5の構成成分の実態及び季節変化 を把握しました。 また、PM2.5濃度が高くなる等予測される 場合、注意喚起の情報を防災情報メール 等により速やかに発信する体制を整備・運 用しました。	12,954	2018	・環境大気中の微小粒子状物質の状況把握 (府管理 一般局、20局、自排局、6局、うち成分分析：2局)	・環境大気中の微小粒子状物質の状況把握 (府管理 一般局、20局、自排局、6局、うち成分分析：2局)	☆☆☆	引き続き、PM2.5の 常時監視を構築に 行いながら、濃度が 高くなる等予測され る場合、注意喚起を 積極的に行い、より 幅広い府民に周知 します。また、効果的 な削減対策を進める 指針に基づき、注意 喚起を行う体制を整 備・運用しました。	3 9 11				
				・環境大気中の微小粒子状物質の状況把握 (府管理 一般局、20局、自排局、6局、うち成分分析：2局)			・環境大気中の微小粒子状物質の状況把握 (府管理 一般局、20局、自排局、6局、うち成分分析：2局)	☆☆☆	引き続き、PM2.5の 常時監視を構築に 行いながら、濃度が 高くなる等予測され る場合、注意喚起を 積極的に行い、より 幅広い府民に周知 します。また、効果的 な削減対策を進める 指針に基づき、注意 喚起を行う体制を整 備・運用しました。	3 9 11					
2-4-1-6	府有施設 吹付アスベ スト対策事 業	継続	府有施設において使用さ れているアスベストによる 健康被害を防止すること。	アスベスト除去対策工事業の実施(8施設) ・空気環境測定の実施(274箇所)	128,965	2018	・アスベスト除去対策工事業の実施(1)施設 ・空気環境測定の実施(306箇所)	・アスベスト除去対策工事業の実施(1)施設 ・空気環境測定の実施(306箇所)	☆☆☆	アスベスト除去対策 工事業を1施設にて実 施し、空気環境測定 は306箇所実施しまし ました。	3 9 11				
				・アスベスト除去対策工事業の実施(3)地点) うち成分分析地点：3地点)			・アスベスト除去対策工事業の実施(3)施設 ・空気環境測定は284箇所実施	☆☆☆	引き続き、PM2.5の 常時監視を構築に 行いながら、濃度が 高くなる等予測され る場合、注意喚起を 積極的に行い、より 幅広い府民に周知 します。また、効果的 な削減対策を進める 指針に基づき、注意 喚起を行う体制を整 備・運用しました。	3 9 11					

No.	事業名称	事業継続性	目的	内容	決算額(千円)	2018(平成30)年度の取組 ※下段は2017(平成29)年度の取組		自己点検・評価	改善策・今後の方向性	関連するSDGs
						取組指標	実績(取組指標に対する結果)			
2-4-2-4	浄化槽整備事業の推進	継続	生活排水対策やトイレの水洗北による生活環境の改善のために、台所処理浄化槽の整備を推進すること。	個人が浄化槽を設置する際の費用の一部を助成する「浄化槽設置整備事業(個人設置型)」及び市町村が主体となって各戸に浄化槽を整備し、住民から使用料を徴収して管理運営する「浄化槽市町村整備事業(市町村設置型)」を実施する市町村に対して、引き続き府費補助金を交付するなど、より一層の浄化槽整備を図りました。	17,879	2018 ・浄化槽設置整備事業(個人設置型) 12市町村 ・浄化槽市町村整備推進事業(市町村設置型) 4市	2017 ・浄化槽設置整備事業(個人設置型) 12市町村 ・浄化槽市町村整備推進事業(市町村設置型) 5市	☆☆ ☆☆	引き続き府費補助金を交付するなど、より一層の浄化槽整備を図ります。	6
2-4-2-5	浄化槽整備事業の推進	継続	大阪湾地域の自治体等との関係機関と連携し、大阪湾の水質改善・汚濁防止を図ることに留意しながら、大阪湾の創出を目指すこと。	「瀬戸内海の水質の保全に関する大阪府計画」に基づき、豊かな大阪湾の創出に向けた取組みを推進しました。また、大阪湾沿岸23自治体で構成する「大阪湾環境保全協議会」において、大阪湾の環境保全を協議しました。さらに、大阪湾再生推進協議会(事務局:近畿地方整備局・国・府・市等)で構成された「大阪湾再生行動計画」に基づき、引き続き瀬戸内海排水対策、水質改善策などを推進し、関係機関と連携しながら大阪湾の水質改善を推進しました。	1,215	2018 ・大阪湾の魅力発信するためのフォトコンテストを実施 ・大阪湾フォーラムの開催、フィッシングショー等のイベントへの出展 6回 【参考】2017年度のイベントへの出展回数 6回 ・モニタリングによる大阪湾の水質の状況把握 【参考】2017年度の水質一斉調査には36の機関が参加し、陸域も含めると547地点で調査を実施	2017 ・大阪湾フォーラムの開催、フィッシングショー等のイベントへの出展 5回 【参考】2016年度の水質一斉調査による大阪湾の水質モニタリングの実施(常時監視22地点、一斉調査547地点)	☆☆ ☆☆	引き続き、大阪湾の水質状況の把握、瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画の推進、環境保全の啓発に取り組めます。	6 12 14
2-4-2-6	大阪湾漁場環境整備事業	継続	魚類水産物の発生及び処理の適正な実施を確保し、水産物の供給を確保し、漁業の振興を図るとともに、水産物の発生を抑制し、水質の改善を図ること。	岸和田市沖の一般漁場に潮流槽構設機を備え、水産物の発生を抑制し、水質の改善を図るとともに、水産物の発生を抑制し、水質の改善を図ること。	44,765	2018 ・機材ブロック職を岸和田市沖に設置し、1haの漁場環境整備を実施	2017 ・機材ブロック職を岸和田市沖(岸和田市・泉佐野北漁場)に設置し、2haの漁場環境整備を実施	☆☆ ☆☆	修正予定も加え、予定の集魚は、ほぼ計画通り実施でき、効果も確認されています。	6 14
2-4-2-7	流域下水道事業の推進	継続	流域下水道の整備を進め、水質の改善を図るとともに、水質の改善を図るとともに、水質の改善を図ること。	大阪府の下水道普及率は96%を超えており、水みらいセンター(下水処理場)と流域下水道幹線などの基幹施設は概ね整備されていることから、管渠、ポンプ場、水みらいセンターの計画的な整備など、下水道の機能向上に努め、水質の改善を図ります。	30,890,841	2018 下水道普及率の向上 【参考】2016年度末現在 下水道普及率 96.1% 施設整備内容 合流式下水道の改善 2箇所 下水処理機能の計画的な維持保全 34箇所(うち、水みらいセンター12箇所、ポンプ場2箇所)	2017 下水道普及率の向上 【参考】下水道普及率96.1%(2016年度末現在) 施設整備内容 水みらいセンター12箇所、ポンプ場2箇所 合流式下水道の改善 5箇所	☆☆ ☆☆	財源等の問題もあり、施設整備は遅れが生じていますが、再生施設運転の工事などにより対応してまいります。	6

No.	施設事業名称	事業継続性	目的	内容	決算額(千円)	2018(平成30)年度の取組 ※下段は2017(平成29)年度の取組		自己点検・評価	改善策・今後の方向性	関連するSDGs
						取組指標	実績(取組指標に対する結果)			
II-4 健康で安心して暮らせる社会の構築(3) ~ 化学物質のリスク管理を推進するために ~						年度	進捗	課題		
2-4-3-1	環境リスクの高い化学物質の排出削減	継続	化学物質に係る環境リスクを低減すること。	環境リスクの高い化学物質の排出削減を図るため、PRTR法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、化学物質の排出量等の届出の受理、データ等の集計・公表を行うとともに、事業者に対する指導・助言を行いました。排出量削減の効果を検証するため、有害大気汚染物質モニタリング等の測定データを活用し、環境中への排出量データと環境濃度の経年傾向及びその関連性等について比較検討を進めました。	216	2018 【参考】 •環境リスクの高い化学物質の排出削減する。 PRTR法に基づき届出件数 1,584件(2016年度) 条例に基づき届出件数 321件(2016年度) 環境リスクの高い化学物質の排出量10,800トン(2018年度) 4,140トンを含む	☆☆ (一部 2017年度 のデータ で評価)	PRTR法及び府条例の届出の受理、データ等の集計・公表を行うとともに、事業者に対する指導・助言を行うことにより、化学物質の排出削減に向けた事業者の取組をより一層促進しました。	引き続き、環境リスクの高い化学物質の排出削減を図るため、PRTR法及び条例に基づき、化学物質の排出量等の届出の受理、データ等の集計・公表を行うとともに、事業者に対する指導・助言を行うことにより、化学物質の排出削減に向けた事業者の取組をより一層促進しました。	3 6 9 11 12
2-4-3-2	大規模災害時に備えた事業者による化学物質の自主的削減	継続	大規模災害に備えた事業者による化学物質の自主的削減を図ること。	事業者に対し、南海トラフ巨大地震等の大規模災害時の化学物質に係る環境リスクを把握し、その低減方策を検討・実施した管理計画書を、2014年度から2016年度までの3年間で、段階的に届出することを求めました。届出された計画書に沿って対策が行われ、大規模災害に備えた事業者による化学物質の自主的削減を促進しました。また、大規模災害に備えた事業者による化学物質の自主的削減を促進するため、事業者に対する指導・助言を行いました。	-	2018 【参考】 •大規模災害に備えたリスク低減対策に関する管理計画書の届出件数 102件 (2014から2016年度までの累計:486件) •立入検査実施件数 145件	☆☆☆	説明会の開催等を通じた関係者の周知、立入検査等を通じた管理計画書の作成・届出に係る指導・助言により、事業者に対して、対策の検討・実施を働きかけます。	届出された計画書の進捗状況を把握するとともに、立入検査等により対策の実施を指導します。また、未済の事業者に対して、業界団体を通じて、対策の検討・実施を働きかけます。	3 6 11 12
2-4-3-3	大阪工場の推進	継続	農業の環境への負荷軽減を促進し、農産物の生産性を向上させること。	化学合成農薬と化学肥料の使用を従来の半分以下で生産した農産物を「大阪工場産物」として認証する制度を推進しました。2017年度からは「農薬・化学肥料(サツリ)不使用」の認証区分を追加しました。また、このような栽培をした上で、さらに地球温暖化や生物多様性に効果の高い取組を実施しました。また、(地場)大阪府立環境農林水産総合研究所と連携し病害虫防除に関する調査研究等を行いました。	18,335	2018 【参考】 •大阪工場産物認証面積 563ha •大阪工場産物認証面積:556.7ha	☆☆☆	大阪工場産物認証申請については、台風21号被害は壊滅的申請減少等により、自備量を約6%下回りましたが、認証件数は増加しました。	引き続き環境負荷の低減に向けた技術開発等に努めます。	2 3 8 9 12 17

No.	施策事業 名称	事業 継続 性	目的	内容	決算額(千 円)	2018(平成30)年度の取組 ※下段は2017(平成29)年度の取組		自己点検・評価 課題	改善策・今後の方 向性	関連 する SDGs コー ド
						取組指標	実績(取組指標に対する結果)			
2-4-3-4	化学物質に 関するリス クコミュニケーション の推進	継続	化学物質による環境リス クに関する科学的な知 見・情報を府民・事業者・ 行政が共有し、相互理解 を深めるための対話であ る「リスクコミュニケーション」 の取組みを推進する こと。	化学物質の排出削減やリスクコミュニケーション の重要性について、府民・事業者等 の理解を深めるため、化学物質対策に關 するセミナーを開催し、府民・事業者・行政 の対話の推進を図りました。	2018 —	化学物質対策セミナー開催:1回(399人参加) 化学物質対策セミナー 1回開催(372人参加) 化学物質対策に関するセミナー開催:1回(501人参加)	化学物質対策セミナー について、リスク コミュニケーションに 関する講演を行い、 リスクコミュニケーションの重要性等に ついて事業者の理解を 深めることができま した。	引き続き、化学物質 対策に関するセミ ナー等の開催によ り、府民・事業者・行 政の対話の推進に 努めます。	3 4 6 11 12	
2-4-3-5	土壌・地下 水汚染対 策の推進	継続	土壌汚染による府民の健康影響の防止を 図るため、土壌汚染対策法及び大阪府生 活環境部の保全等に関する条例に基づき、 引き続き土地の所有者等が行う土壌汚染 の状況調査や汚染の除去等の措置につ いて指導を行いました。 また、有害物質の使用している事業場 における土壌汚染の未然防止のための指 導を行いました。 2017年5月に土壌汚染対策法が改正さ れ、土地の汚染状況を把握する機会が拡 大などが行われることとなったため、改正 された土壌汚染対策法と整合した、条例 に基づき土壌汚染対策のあり方について、 2018年度に引き続き検討を行い、とりま ご結果に基づいて条例を改正しました。	・土壌汚染状況調査、汚染の除去等の措置、地下水汚染対策等の指 導 【参考】2016年度実績 ・形質変更届出件数:45件 ・調査結果報告件数(法・条例・自主):8件 2018 219	土壌汚染状況調査、対策が適切に行われるよう土壌の所有者等に対し 指導を行いました。また、有害物質を使用している事業場に対して、土 壌・地下水汚染の未然防止策について指導しました。 【参考】 ・形質変更届出件数:45件 ・調査結果報告件数(法・条例・自主):8件 2017 調査結果報告件数:48件(2015年度) ・形質変更届出件数:42件 ・調査結果報告件数(法・条例・自主):9件	報告された調査・対 策について指導し、 事業を適切に推進し ました。 今後引き続き、 法・条例に基づく土 地所有者等への指 導を適切に推進しま す。	3 6			
Ⅲ 魅力と活力ある快適な地域づくりの推進										
3-1	「みどりの 風を感じる 大都市・大 阪」の推進	継続	都市魅力の向上につなげ ていくため、都市環境 向上のための面的・線的なみ どりのまちづくりの促進等 により、みどり豊かな魅力を あふれる大阪の実現を図 ること。	「実感できるみどりづくり事業」により、ま ちなかでの民間事業者やまちづくり協議会 等が主体となつた街区風見直し活動(※)に まちなか、みどりの風見直し活動(※)に 民間事業者や地域住民が連携して取り 組む沿道での緑化活動について、緑化施 設整備や緑化プランの作成等にかかると お考えです。また、緑化効果の大きいま ちなか、みどりの風見直し活動(※)に 民間事業者やまちづくり協議会等が 連携して取り組む民間事業者を、「実感・み どりの風を感じる大都市・大阪」の推進 に貢献する事業者として認定し、事業者 の緑化等の整備、街区風見直し活動等 の認定、緑化プランに基づく周辺地域 での緑化整備等にかかる経費を補助しま す。 【参考】2016年度実績 ・実感・みどりの風を感じる大都市・大阪の まちづくり事業が1つあり、緑化促進活 動3地区、緑化整備面積 2,874㎡ ・緑化促進活動面積 393,200㎡ 2018 27,667	「実感・みどりの風を感じる大都市・大阪」の まちづくり事業が1つあり、緑化促進活 動3地区、緑化整備面積 2,874㎡ ・緑化促進活動面積 393,200㎡ 2017 「実感・みどりの風を感じる大都市・大阪」の まちづくり事業が1つあり、緑化促進活 動3地区、緑化整備面積 2,874㎡ ・緑化促進活動面積 393,200㎡	「実感・みどりの風を感じる大都市・大阪」の まちづくり事業が1つあり、緑化促進活 動3地区、緑化整備面積 2,874㎡ ・緑化促進活動面積 393,200㎡ 2017 「実感・みどりの風を感じる大都市・大阪」の まちづくり事業が1つあり、緑化促進活 動3地区、緑化整備面積 2,874㎡ ・緑化促進活動面積 393,200㎡	11 13 14 17			
3-2	保育所・幼 稚園の子育 て施設の内 装の改修 事業	継続	保育所や幼稚園の子育 て施設の内装を改修する ことにより、保育所・幼 稚園の子育て環境を 向上させることにより、 子育てしやすい環境を 実現すること。	内装の木質化を実施する幼稚園及び認可 保育所(認定こども園を含む)に対して精 進を図っています。 子どもや家族に良い効果を与え、森 林の大切さや木づくりに関する理解を深める とともに、木質の効果を高めることにも、木質利用 の拡大により森林の手入れが進むこと、良好な森林環境 の保全につながります。	2018 46,175	子育て施設の内装木質化 43施設 【参考】2016年度実績 ・子育て施設の内装木質化 38施設 ・子育て施設の内装木質化 40園	子育て施設の内装 木質化を通して「木 質」の促進を図る とともに、木質利用の 拡大に努めます。	4 15		

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	決算額(千円)	2018(平成30)年度の取組 ※下段は2017(平成29)年度の取組		自己点検・評価 課題	改善策・今後の方向性	関連するSDGs
						取組指標	実績(取組指標に対する数値)			
3-3	府道緑化事業	継続	都市の景観形成や環境改善等多様な役割を果たす街路樹を、適切に維持管理を行い、良好な道路環境整備を推進すること。	劣化や腐朽による倒木や枝折れ、道路構造物との不適合による根上がり等を引き起こす可能性のある街路樹については、大府市都市基盤施設長寿命化計画に基づき、路樹の重要度、樹木の健全度、植栽の状況などから優先順位を決定し、順次倒木更新を実施しました。また、定期的な点検を行うことで、倒木や枝折れの発生を予防し、良好な道路環境の創出を図りました。	834,325	2018 *街路樹の更新・補植 高木:810本 低木:1,720本 【参考】2016年度実績 *街路樹の更新・補植 高木:426本 低木:939,800本 2017 街路樹の更新・補植 高木:810本 低木:1,720本	☆☆ ☆☆	想定より樹木更新作業を進めた補植作業・維持管理作業により、良好な道路環境の創出が実施できました。	11 13 15	
3-4	美しい景観づくり推進事業	継続	「大阪府景観計画」策による適切な景観形成を図ること。	「大阪府景観計画」策による適切な景観形成を図りました。府民・事業者・行政による「大阪美しい景観づくり推進会議」の開催、地域の優れた景観資源の発掘・情報発信、集約された建築物等を登録する「大阪府市景観登録」の実施などを通じて、府民等の景観形成に関心を持ってもらいました。	722	2018 *「大阪美しい景観づくり推進会議」の開催 1回 *「大阪府市景観登録賞」の発給 2017 *「大阪美しい景観づくり推進会議」の開催 *「大阪府市景観登録賞」の発給	☆☆ ☆☆	年度当初に予定していた甲府支庁施設、景観づくり推進会議を開催しました。	11	
3-5	指定文化財等の保全・活用と次世代への継承	継続	大阪府内に所在する各種文化財の把握に努め、特に価値が高いものについては、文化財指定等による保存の措置を講じました。	大阪府内に所在する各種文化財の把握に努め、特に価値が高いものについては、文化財指定等による保存の措置を講じました。	21,071	2018 *文化財指定、登録の推進 6件 *文化財保存修理事業 10件 【参考】16年度実績 *文化財指定、登録の推進 64件(指定4件、登録60件) *文化財保存修理事業 13件 2017 *文化財指定、登録の推進 6件 *文化財保存修理事業 10件	☆☆☆ ☆☆☆	文化財指定、登録の推進、登録の推進、修理事業を推進し、補助事業を実施することにより、文化財の保存に努めます。	11	
3-6	緑音・振動の防止	継続	工場・事業場、建設作業及び道路等からの騒音・振動を防止し、生活環境の保全を図ること。	幹線道路沿道における自動車騒音、大阪国際空港及び関西国際空港の周辺地域における航空機騒音、新幹線通過音に係る環境騒音の現状把握を把握し、関係機関に低騒音舗装や低騒音型遮音材への代替などの対策の推進を働きかけました。また、工場及び建設作業等の騒音・振動の規制権限を有する市町村において、規制の支援を行いました。	9,968	2018 *自動車騒音調査の実施 10町村域 (自動車騒音調査に係る環境基準の達成率:94.1%(2018年度)) *航空機騒音調査の実施(大阪国際空港周辺:通年3地点、短期2地点、関西国際空港周辺:短期2地点) *市町村研修会の開催 3回 *子ども施設環境配慮手引書活用セミナーの開催 1回 【参考】2016年度実績 *自動車騒音調査の実施 10町村域 *航空機騒音調査の実施(大阪国際空港周辺:通年3地点、短期2地点、関西国際空港周辺:短期2地点) *市町村研修会の開催 3回 *子ども施設環境配慮手引書の活用事例の活用事例のHP開設 2017 *自動車騒音調査 10町村域について実施 *航空機騒音調査(大阪国際空港周辺:通年3地点、短期2地点、関西国際空港周辺:短期2地点) *市町村研修会 年間3回開催 【参考】自動車騒音調査に係る環境基準の達成率:94.2%(2014年度)	☆☆☆ ☆☆☆	幹線道路沿道における自動車騒音、大阪国際空港及び関西国際空港の周辺地域における航空機騒音、新幹線通過音に係る環境騒音の現状把握を把握し、関係機関に低騒音舗装や低騒音型遮音材への代替などの対策の推進を働きかけました。また、工場及び建設作業等の騒音・振動の規制権限を有する市町村において、規制の支援を行いました。	9 11	

No.	施設事業名称	事業継続性	目的	内容	決算額(千円)	2018(平成30)年度の取組 ※下段は2017(平成29)年度の取組		自己点検・評価	改善策・今後の方向性	関連するSDGsゴール
						取組指標	実績(取組指標に対する結果)			
3-7	沿道環境改善事業	継続	府が管理する道路において、騒音対策として低騒音舗装(排水性舗装)を実施し、沿道の環境改善を図ること。	環状線周辺の造成状況が悪い区間(騒音対策区間)において、路面の損傷状況に応じた補修を行う際、低騒音舗装(排水性舗装)を実施することにより、騒音の低減を図ること。	295,501	2018 ・予定路線:国道479号、大阪中央環状線等 【参考】2016年度実績 国道170号、大阪高槻京橿線、京都宇口線、大阪中央環状線等	・国道423号、大阪中央環状線 等	2018年度は3,47万円の排水性舗装を施工し、沿道環境の改善を行いました。	今後も引き続き、取組を継続します。	11
						2017 予定路線:国道307号、大阪中央環状線 等	大阪中央環状線、大阪臨海線、堺阪南線等			
3-8	クールスポットモデルポイント推進事業	継続	屋外空間における夏の風通し、暑熱環境の改善を図ること。	府域におけるクールスポットの増加を目指す。モデルとなる先進的なクールスポットを整備する事業者を民間事業者から公募し、公募と併せ、運熱塗装やスマート発生器等の整備に係る費用の補助を行いました。	3,618	2018 ・新たなクールスポットを創出 2件	モデルとなる先進的なクールスポットを整備する事業者の公募を実施し(応募事業)、大阪府環境・みどり活動促進部会における審査を踏まえて1事業を採択し、クールスポットを整備。 ・大阪経済大学クールスポット整備事業(大阪市東淀川区)	・モデルとなる先進的なクールスポットを整備する事業者の公募を実施し、公募と併せ、運熱塗装やスマート発生器等の整備に係る費用の補助を行いました。	9 11 13	
				2017 新たなクールスポットを創出 2件		モデルとなる先進的なクールスポットを整備する事業者の公募を実施し(応募事業)、大阪府環境・みどり活動促進部会における審査を踏まえて1事業を採択し、クールスポットを整備。 ・雑居センター(商店街)クールスポット事業(大阪市)				
3-9	悪臭防止規制指導に 関する市町村支援	継続	悪臭規制事務を担当する市町村の悪臭防止対策の推進を図ること。	市町村からの悪臭規制、指導に関する問合せへの対応	10	2018 ・市町村からの悪臭規制、指導に関する問合せへの対応 ・悪臭防止法施行状況調査の取りまとめ 【参考】2016年度実績 ・市町村悪臭規制担当職員研修会の実施 1回	・市町村からの悪臭規制、指導に関する問合せへの対応。 ・悪臭防止法施行状況調査の取りまとめ。 ・市町村悪臭規制担当職員研修会の実施(10月12日)	市町村職員対象の研修会を開催(26市町村)33名参加し、研修の参加者が研修内容について内容を詳しく学ぶこと、適正な悪臭規制を推進するための支援を行うことができた。	3 11	
				2017 ・市町村からの悪臭規制、指導に関する問合せへの対応。 ・悪臭防止法施行状況調査の取りまとめ。 【参考】2016年度実績 ・市町村悪臭規制担当職員研修会の実施(年1回)		・市町村からの悪臭規制、指導に関する問合せへの対応。 ・悪臭防止法施行状況調査の取りまとめ。 ・市町村悪臭規制担当職員研修会の実施(9月15日)				
3-10	地盤沈下対策に係る規制指導	継続	地盤沈下を未然に防止するため、工業用水法及び大阪府生活環境の保全に関する条例に基づき、地盤沈下を未然に防止するための規制指導を行うこと。	工業用水法及び大阪府生活環境の保全に関する条例に基づき、地盤沈下を未然に防止するための規制指導を行うこと。	2,781	2018 ・工業用水法に基づく許可、地下水採取量報告徴収 【参考】2016年度実績 ・工業用水法に基づく許可件数 77件 ・地下水採取量報告徴収対象件数 1,404件	・地盤沈下の未然防止のため、工業用水法に基づく許可に係る審査を行うほか、地下水の採取量について報告の徴収を行いました。また、地盤沈下観測所において地盤沈下量と地下水水位の観測を行いました。 【参考】 ・工業用水法に基づく許可件数 76件 ・地下水採取量報告徴収対象件数 1,353件	許可に係る審査や報告徴収及び地盤沈下量の観測等により、地盤沈下の未然防止を図ることができました。	11	
				2017 ・工業用水法に基づく許可、地下水採取量報告徴収 【参考】2015年度実績 ・工業用水法に基づく許可件数 79件 地下水採取量報告徴収対象件数 1,716件(2015年度末)		・地盤沈下の未然防止のため、工業用水法に基づく許可に係る審査を行うほか、地下水の採取量について報告の徴収を行いました。また、地盤沈下観測所において地盤沈下量と地下水水位の観測を行いました。 【参考】 ・工業用水法に基づく許可件数 77件 地下水採取量報告徴収対象件数 1,347件				

No.	実施事業名称	事業継続性	目的	内容	決算額(千円)	2018(平成30)年度の取組 ※下段は2017(平成29)年度の取組		自己点検・評価課題	改善策・今後の方向性	関連するSDGsゴール	
						取組指標	実績(取組指標に対する結果)				
						年度	進捗				
4-1	環境技術ニューティ事業	継続	大阪府の産物・環境技術の普及を通じて環境保全を推進すること。	<p>(神戶・大阪府立環境緑地水産総合研究所と連携し、大阪府内の中小ベンチャー企業に対して開発された先進的な環境技術・製品を技術提携し、若い層を育てたものに代わって「おおさかエコテック」の普及を担い、中小ベンチャー企業との連携を進め、その普及を行っていきます。</p>	-	2018	<p>おおさかエコテック技術評価 2件 展示会出展等 2回 メールマガジンの発行 25件 【参考】2016年度実績 おおさかエコテック技術評価 4件 展示会出展等 6回 メールマガジンの発行 25件</p>	<p>おおさかエコテック技術評価 0件 展示会出展等 4回 メールマガジンの発行 18件</p>	<p>選定に至る製品等はなかったものの、年度別の選定技術についてにはびわ湖環境博覧会・ジネス・マゼラン等の発力により、展示会への参加機会が増えるなど、本事業は、社会が抱える課題を解決するための取組を強化しました。</p>	<p>引き続き中小企業若しくは若手技術者等との連携のもと、メールマガジン、展示会など様々な媒体の活用により、おおさかエコテックの普及を推進してまいります。</p>	3 6 7 8 9 11 12 13 14 15
4-2	新エネルギー産業電池製造事業	継続	蓄電池、水素、燃料電池の新たな市場・用途開拓に向けて、商品化が期待できる先進的な取組みについて、事業化を加速させるため、その研究開発や実証試験等の支援を行うこと。	<p>府内企業が取り組み、電池、電池の材料、電池関連装置、ロボットをはじめとした電池アプリケーションの研究開発・実証試験等に要する経費の一部補助しました。</p>	15,270	2018	<p>採択企業毎に2回以上/年のフォロー</p>	<p>採択企業毎に2回以上/年のフォロー</p>	<p>従来の電池関連装置や電池アプリケーションの研究開発等に要する経費補助に加えて、AI・IoT等の第4次産業革命命題の運技術等の府内での実証実験に要する経費補助を行い、大阪府のニューティ事業への技術指針を確立するとともに、採択企業をサポートを実施した。</p>	7 9	
4-3	中小企業スマートエネマルゼンエネ拡大事業	継続	成長が期待されているスマートエネマルゼン分野で、府内中小ベンチャー企業の優れた技術力を活かしていくため、オアフ・インバートメントを連携し、参入を促すこと。	<p>【オアフ・インバートメント】「スマートエネマルゼン」関連の大手・中堅企業(ハートエネ)企業と連携する「スマートエネマルゼン」(大阪スマートエネマルゼン・ハートエネ)企業を運営。中小・ベンチャー企業への技術提携をハートエネ企業に依頼することにより、オアフ・インバートメント企業との連携が期待されている。</p> <p>スマートエネマルゼン分野で、府内中小ベンチャー企業の優れた技術力を活かしていくため、オアフ・インバートメントを連携し、参入を促すこと。</p> <p>【参考】 ・スマートエネマルゼン分野への参入を目標とする中小企業・ベンチャー企業を対象とした戦略的技術提携講座、事業化支援セミナーを開催し、オアフ・インバートメントによる当該分野への参入を後押ししました。</p>	1,751	2018	<p>企業訪問件数 100件/年</p>	<p>企業訪問件数 185件/年</p>	<p>「おおさかエコテック」インターネットネットワークプラットフォームの増加等を図るとともに、多様なコア・テクノロジー手法を用いて大阪スマートエネマルゼン分野への参入を促進すること。</p>	8	

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	決算額(千円)	2018(平成30)年度の取組 ※下段は2017(平成29)年度の取組		自己点検・評価	改善策・今後の方向性	関連するSDGsコーナー
						取組指標	実績(取組指標に対する結果)			
4-4	市町村へ権限移譲における技術的支援	継続	府民に身近な自治体である市町村が、地域の実情に応じて、自らの意志と判断のもと、環境対策を実施できるよう、「大阪発」地方分権改革、「ビジョン改訂版」(2017年3月)に基き、府が有する環境分野の規制権限の市町村への移譲を進めること。	市町村を対象にした技術的支援 ・権限移譲市町村を集めての連絡会議を実施 ・市町村からの希望が反映され、研修生を受け入れ、実務研修の実施 5回程度 市町村を対象にした技術的支援 ・権限移譲市町村を集めての連絡会議を実施 ・市町村からの希望が反映され、研修生を受け入れ、実務研修の実施(5回程度) ・市町村からの要望に応じた立入検査への同行(10回程度)	2018 2017	市町村連絡会議を開催(2回) ・豊洲川からの研修生を受け入れ(2名) ・研修生を実施(7回) 市町村連絡会議を開催(6回) ・豊洲川からの研修生を受け入れ(6名) ・研修生を実施(8回)	☆☆ ☆☆	法令研修と加え事例研修やグループワークの実施、研修生の受け入れなどを行いながら、スムーズな権限移譲とフォローアップができてきました。	既に規制権限等の移譲を受けている市町村に対しては、実務研修等により具体的なフォローアップを行っています。また、今後新たに移譲を希望する市町村については、ガイダンスや研修生の受け入れなどにより、支援に努めます。	3 9 11
4-5	関西広域連合における環境保全対策の推進(広域環境保全)	継続	地球環境問題に並び、持続可能な社会を実現する関西を目指すと、「再生可能エネルギーの普及と低炭素社会づくり」の推進、「自然共生社会づくり」の推進、環境・社会・経済の調和のとれた発展を推進すること。また、再生可能エネルギーの普及促進、電気自動車や燃料電池自動車の普及促進、広域的な環境保全対策の推進、広域環境保全対策の推進(広域環境保全)	地球環境問題に並び、持続可能な社会を実現する関西を目指すと、 ・「再生可能エネルギーの普及と低炭素社会づくり」の推進 ・「自然共生社会づくり」の推進 ・環境・社会・経済の調和のとれた発展を推進すること。また、再生可能エネルギーの普及促進、電気自動車や燃料電池自動車の普及促進、広域的な環境保全対策の推進、広域環境保全対策の推進(広域環境保全)	17,816	〈温暖化対策〉 ・地域における再生可能エネルギー導入の担い手となる人材を育成するための研修会等を実施 1回 ・関西エコスタイルキャンペーン等を実施 ・電気自動車や燃料電池自動車と観光地の風景等を撮影した写真コンテストの開催等により、電気自動車等の普及促進を実施(自然共生社会づくりの推進) ・カワウの生息動向及び被害防除に関する調査を実施し、地域毎の被害対策を推進 ・二ホンジカの効果的・効率的な被害対策を準備するための人材育成研修等を実施 (環境型社会づくりの推進) ・マイバブル運動やマイバブル運動の推進など3Rの推進に向けた統一的な啓発を行う ・幼児習字の推進 ・幼児習字の推進 ・地域特性を活かした交流型環境学習事業を実施しました。	☆☆ ☆☆	広域環境保全計画に基づき、下記分野について取組を進めました。 ・再生可能エネルギー導入促進に向けた人材育成研修会を開催しました。 ・関西エコスタイルキャンペーン等を実施しました。 ・関西エコスタイルキャンペーン等を実施(2018年2月26日現在) ・次世代自動車写真コンテストの実施や広域リーフレットの作成・配布を実施しました。 ・自然共生社会づくりの推進 ・カワウの生息動向調査(4回/年)を実施し、捕獲手法の開発検討等 ・二ホンジカ等の被害や捕獲体制の把握を行うとともに、二ホンジカの効果的・効率的な被害対策を進めるための人材育成研修会を実施しました。 (環境型社会づくりの推進) ・マイバブル運動やマイバブル運動の推進など3Rの推進に向けた統一的な啓発を行う ・幼児習字の推進 ・幼児習字の推進 ・地域特性を活かした交流型環境学習事業を実施しました。	引き続き、広域環境保全計画に基づき、各分野における広域的な取組を進めてまいります。	4 6 7 8 11 12 13 14 15 17

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	決算額(千円)	2018(平成30)年度の取組 ※下段は2017(平成29)年度の取組		自己点検・評価	改善策・今後の方向性	関連するSDGsゴール
						取組指標	実績(取組指標に対する結果)			
5-1	府内の省工不行脚への取組み	継続	府自らの事業に併せて環境負荷を軽減すること。	「大阪府環境管理基本方針」に基づき、ふちょうエコ設計を活用した所産単位での取組みの促進 【参考】2016年度実績 ・内部環境監査実施所属敷 30所属程度 ・内部環境監査実施所属敷 30所属	45	2018	次のとおり環境マネジメントシステムを運用することで、エコオフィスの取組みを推進しました。 ・内部環境監査実施所属敷 30所属	環境監査実施所への省エネ対策やペーパー等も併せて実施する。	7 13	
				2017						
5-2	環境影響評価制度	継続	環境影響評価法及び大阪府環境影響評価法に基づき、環境影響評価法に準拠した環境影響評価書の作成等 【参考】2016年度実績 ・事後調査報告書の縦覧 1事業 ・事後調査報告書の縦覧 8事業	環境影響評価書の事前検討やわかりやすい環境影響評価図書の作成等 【参考】2016年度実績 ・事後調査報告書の縦覧 1事業 ・事後調査報告書の縦覧 8事業	247	2018	京都府環境影響評価法に基づき、環境の保全の見地から、事後調査報告書の提出を受けて対象事業の実施による環境影響及び環境保全対策の履行状況を確認しました。 ・審査を行った方法書 ・枚方京田辺環境施設建設組合可然ごみ広域処理施設整備事業 ・縦覧に供した事後調査報告書等 ・東部大阪都市計画ごみ焼却場四條線市交野市ごみ処理施設整備事業等、計5事業	今後もしも引き続き、わかりやすいアセスメント図書を作成するよう事業者に列し、行いやすいよう適切な指導することにも取り組む。また、適正な配慮がなされることを確保すること。	3 6 8 9 11 12 14 15	
				2017			環境影響評価書の事前検討やわかりやすいアセスメント図書の作成等に関する事業者への適切な指導 【参考】2015年度：環境影響評価書の審査1事業、事後調査計画書の縦覧1事業、事後調査報告書の縦覧7事業			京都府環境影響評価法に基づき、環境の保全の見地から、事後調査報告書の提出を受けて対象事業の実施による環境影響及び環境保全対策の履行状況を確認しました。 ・審査を行った配慮書 ・枚方京田辺環境施設建設組合可然ごみ広域処理施設整備事業 ・縦覧に供した事後調査報告書 ・東部大阪都市計画ごみ焼却場四條線市交野市ごみ処理施設整備事業等、計5事業
5-3	大気汚染常時監視	継続	府域の大気汚染状況の常時監視、分析を行い、環境基準を把握すること。健康被害の未然防止を図ること。	大気汚染常時監視28局(国設局2局を含む)、成分析3地点 ・御小粒子状物質監視26局(国設局2局を含む)、成分析2地点 ・有害大気汚染物質モニタリング4地点 ・石綿繊維モニタリング4地点	127,086	2018	大気汚染常時監視28局(国設局2局を含む)、成分析2地点 ・御小粒子状物質監視26局(国設局2局を含む)、成分析3地点 ・有害大気汚染物質モニタリング4地点 ・石綿繊維モニタリング4地点	大気汚染防止法に基づき、大気汚染状況を適正に常時監視します。また、その結果は、ホームページを通じて府民に情報提供します。さらに、高温度時に、光化学スモッグや、光化学スモッグによる大気汚染防止法に基づき、大気汚染状況を適正に常時監視します。また、その結果は、ホームページを通じて府民に情報提供します。	3 11	
				2017			大気汚染常時監視28局(国設局2局を含む)、成分析3地点 ・御小粒子状物質監視26局(国設局2局を含む)、成分析2地点 ・有害大気汚染物質モニタリング4地点 ・石綿繊維モニタリング4地点			大気汚染常時監視28局(国設局2局を含む)、成分析2地点 ・御小粒子状物質監視26局(国設局2局を含む)、成分析3地点 ・有害大気汚染物質モニタリング4地点 ・石綿繊維モニタリング4地点
5-4	公共用水域常時監視	継続	公共用水域及び地下水の水質を常時監視し、環境基準を把握すること。環境基準からの委託により大阪府の水質等の調査を実施すること。	河川(水質57地点)、底質(29地点)、湖沼(水質15地点)、底質(15地点)、地下水(水質15地点)、底質(15地点)、環境影響調査(54地点)、環境影響調査(54地点)、環境影響調査(54地点)、環境影響調査(54地点)	54,859	2018	河川(水質57地点)、底質(29地点)、湖沼(水質15地点)、底質(15地点)、地下水(水質15地点)、底質(15地点)、環境影響調査(54地点)、環境影響調査(54地点)、環境影響調査(54地点)、環境影響調査(54地点)	水質汚濁防止法に基づき、公共用水域及び地下水の水質を常時監視します。また、その結果は、ホームページを通じて府民に情報提供します。	3 6 12 14	
				2017			河川(水質57地点)、底質(29地点)、湖沼(水質15地点)、底質(15地点)、地下水(水質15地点)、底質(15地点)、環境影響調査(54地点)、環境影響調査(54地点)、環境影響調査(54地点)、環境影響調査(54地点)			測定計画に基づき、府域の公共用水域(水質)及び地下水(水質)を常時監視しました。

No.	実施事業 名称	事業 継続 性	目的	内容	決算額(千 円)	2018(平成30)年度の取組 ※下段は2017(平成29)年度の取組		自己点検・評価 課題	改善策・今後の方 向性	関連 する SDGs コー ド
						取組指標	実績(取組指標に対する進捗)			
5-5	ダイオキシン類常時監視	継続	ダイオキシン類について、府内の環境状況を継続的に把握すること。	ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気、河川、地質(水質・底質)、地下水質、土壌のダイオキシン類の汚染状況を把握し、府内の汚染状況を把握しました。	11,274	2018	大気11地点、河川水質・底質22地点、海嘯水質・底質5地点、地下水質10地点、土壌10地点	大気11地点、河川水質・底質22地点、海嘯水質・底質5地点、地下水質10地点、土壌10地点	ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気、水質(水質・底質)の汚染状況を把握し、府内の汚染状況を把握しました。また、その結果は、ホームページを通じて府民に情報提供します。	3 6 11 14
						2017	大気11地点、河川水質・底質26地点、海嘯水質・底質5地点、地下水質10地点	大気11地点、河川水質・底質26地点、海嘯水質・底質5地点、地下水質10地点	公害紛争処理法に基づき、府民、事業者等から公害紛争処理法に基づき、和事(水質・底質)の汚染状況を把握し、府内の汚染状況を把握しました。また、その結果は、ホームページを通じて府民に情報提供します。	3 6 11
5-6	公害審査会	継続	公害紛争処理法に基づき、和事(水質・底質)の汚染状況を把握し、府内の汚染状況を把握すること。	公害審査会は、府民、事業者等から公害紛争処理法に基づき、和事(水質・底質)の汚染状況を把握し、府内の汚染状況を把握しました。また、その結果は、ホームページを通じて府民に情報提供します。	186	2018	公害紛争処理法に基づき、申請があれば中立公正な立場から、紛争の解決を図ります。 【参考】(2018年1月現在) ・2017年度 係争中 2件 終結 4件 ・2017年度 新規受付件数 2件	2017年度からの繰越 4件 2018年度 新規受付 5件 2018年度 終結 5件 2019年度への繰越 4件	公害紛争処理法に基づき、調停申請に対し、調停の解決を図るため、迅速かつ公正に手続を進め、紛争の解決促進をします。	3 6 11
						2017	公害紛争処理法に基づき、申請があれば中立公正な立場から、紛争の解決を図ります。 【参考】(2016.12現在) 2016年度 係争中 6件 終結 3件 2016年度 新規受付件数 4件	2016年度からの繰越 5件 2017年度 新規受付 2件 2017年度 終結 3件 2018年度への繰越 4件	公害紛争処理法に基づき、調停申請に対し、調停の解決を図るため、迅速かつ公正に手続を進め、紛争の解決促進をします。	3 6 11